

富山県国土強靱化地域計画

～日本一の安全・安心県を目指して～

(素案)

令和2年3月

富 山 県

【目次】

第1章	計画策定の趣旨、位置付け	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	計画の基本的な考え方	2
1	基本目標	2
2	基本的な方針	2
3	富山県を強靱化する意義	3
4	「事前に備えるべき目標」の設定	3
第3章	地域特性	4
1	地形的特性	4
2	気象的特性	5
3	社会経済的特性	6
第4章	計画策定に際して対象とするリスク	8
1	計画の対象とするリスク（県内）	8
2	計画の対象とするリスク（県外）	17
第5章	脆弱性評価	20
1	「起きてはならない最悪の事態」の設定	20
2	脆弱性評価の考え方	20
3	脆弱性評価	22
4	評価結果の主なポイント	22
第6章	推進方針	25
1	推進方針の整理	25
2	施策分野ごとの強靱化の推進方針	26
3	重要業績指標一覧表	72
第7章	計画の推進	74
1	推進方針の重点化	74
2	アクションプランの策定とPDCAサイクル	75
3	計画の見直し	75

はじめに

死者・行方不明者約2万人、住家における全壊が約13万棟、半壊が約27万棟となるなど、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われることとなった平成23年3月の東日本大震災の発生を契機として、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進めるため、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持つことを目指す「国土強靱化」の理念が強く打ち出された。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

その後、平成28年熊本地震など基本計画の策定後に発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を盛り込んだ基本計画の見直しが行われ、国土強靱化に向けた取組の加速化・深化が図られている。

幸い、富山県は、災害が少なく、これまでも太平洋側のリダンダンシー(※)の確保や災害に強い多軸型国土づくりの観点から、北陸新幹線や東海北陸自動車道の全線4車線化の整備促進、伏木富山港の機能強化、首都圏等からの企業誘致などに積極的に取り組んできたところであるが、南海トラフ地震や首都直下地震など太平洋側の巨大リスクが想定される中、日本海国土軸の中核となる富山県の果たす役割は大きいことから、引き続き、太平洋側と日本海側をつなぐ国土構造の構築や災害に強い県土づくりを総合的、計画的に推進していく必要がある。

このため、本県では平成28年3月に、基本法第13条に基づいた「富山県国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定し、県土の強靱化に向けた施策に取り組んでいるところである。

地域計画における取組は、概ね順調に進捗しているものの、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化等を踏まえれば、国土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題であることから、基本計画の改定内容を踏まえつつ、富山県の強靱化を推進するとともに、太平洋側のリダンダンシーの確保を図るため、日本一の安全・安心県を目指して、ここに地域計画の見直しを行うものである。

※ リダンダンシー：「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1.1 計画の策定趣旨

基本法第13条で、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針になるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

地域計画は、この規定に基づき、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な富山県を作り上げるために策定したものである。

1.2 計画の位置付け

地域計画は、基本計画との調和を図りながら、県における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定したものである。

そのため、富山県の総合計画「新・元気とやま創造計画」や富山県版総合戦略「とやま未来創生戦略」などの計画との整合を図りながら、各分野別計画の指針となるものである。

1.3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、令和2（2020）年度から概ね5年間とする。

第2章 計画の基本的な考え方

2.1 基本目標

基本法第14条で、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、地域計画の策定にあたっては、基本計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の保護が最大限図られる② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化④ 迅速な復旧復興 |
|--|

2.2 基本的な方針

本計画では、基本計画と同様に、対象となるリスクを大規模自然災害とし、以下の基本方針のもと、策定・推進する。

(1) 取組姿勢

- ① 富山県の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ③ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ④ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ⑤ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑥ 施策の重点化や既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑦ 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ⑧ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

2.3 富山県を強靱化する意義

日本一の安全・安心県を目指すため、富山県を強靱化する意義を以下に示す。

① 富山県の強靱化を推進

- ・陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化
- ・老朽化が進む社会インフラへの対応

② 太平洋側のリダンダンシーの確保

- ・東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線の整備促進
- ・太平洋側と日本海側をつなぐ東海北陸自動車道等の整備促進
- ・太平洋側の代替機能港として重要な役割を担う日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の整備促進

2.4 「事前に備えるべき目標」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」を設定し、分析・評価を行っている。

地域計画においても、これを参考に、富山県内外で想定されるリスクやリスクの発生直後から復旧・復興までの流れを踏まえ、太平洋側の代替性確保に必要な不可欠な機能が維持・確保されるという目標を追加し、9つの「事前に備えるべき目標」を設定することとする。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われる とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等 の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速 かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨ 太平洋側の代替性確保に必要な不可欠な機能が維持・確保される

第3章 地域特性

3.1 地形的特性

【位置】

～富山は日本のまんなか～

富山県は、南北にのびる日本列島の中心、本州の中央北部に位置し、東は新潟県と長野県、南は岐阜県、西は石川県に隣接し、北は富山湾を経て日本海へと開けている。

東西90km、南北76km、面積は 4,247km²あり、三方を山に囲まれ、中央には平野が大きく広がったまとまりのよい地形をしている。

【地形】

～山と海に囲まれ、高低差の変化に富んだ地形～

3,000m級の山々が連なる立山連峰と、ここに源を発する黒部川、早月川、常願寺川などの急流河川、その下流には、緑に包まれた扇状地平野、日本海側最大の外洋性湾で海底谷が発達した水深 1,000mを超える富山湾に至るまで、高低差 4,000mのダイナミックで変化に富んだ地形を有している。

さらに県東部では、常願寺川流域の立山カルデラや弥陀ヶ原、地獄谷、五色ヶ原などからなる弥陀ヶ原火山があり、県西部にも白山火山が隣接する。

～土砂災害との闘い～

急峻な山岳地帯や急流河川などの険しい地形や脆弱な地質等の条件により、土石流や地すべり、がけ崩れなどが発生する恐れがある危険箇所が数多くあり、古くから土砂災害との闘いが繰り返されてきた。

天正13年（1586年）、天正地震により、木舟城の倒壊、庄川峡谷の斜面崩壊、扇状地での流路変更などを生じた。また、安政5年（1858年）、飛越地震により立山の鳶山が大崩壊し、立山カルデラ内は、全国まれにみる大崩壊地となり、下流の常願寺川流域に甚大な被害を与えてきた。



人工衛星から見た富山県

3.2 気象的特性

富山県は、日本海側気候に属し、冬の大雪を特徴としている。

気圧配置が西高東低で等圧線が縦縞模様になるときは、東部や南部の山地に雪の多い山雪型となり、等圧線が袋状に湾曲するときには、平野部に雪の多い里雪型となる。

低気圧が日本海を発達しながら通過するときフェーン現象が起き、強い南風とともに平常の気温より約5℃～10℃も高くなり空気が乾燥する。この現象下では、火災の危険が極めて大きく、とくに3月から5月にかけては、融雪洪水、なだれ等の気象災害をもたらし、夏季には水稻の育成・品質等に障害を及ぼす。

また、春から初夏にかけて富山湾の魚津沖に発生する「しんきろう」は神秘的な現象として有名である。

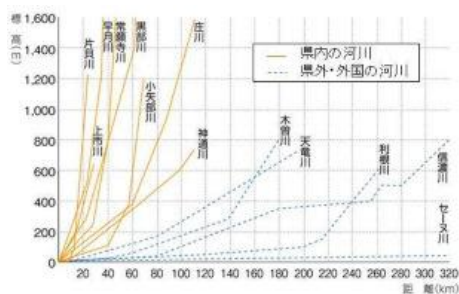
梅雨期は、特に集中豪雨が起きやすく、急流河川であることから、流水のエネルギーが大きく、浸食・洗堀による河川氾濫の危険性が高い。

夏は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い晴天が多い。また、富山県に接近する台風は、本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多く、地形の影響で勢力は若干弱まるものの過去にはいくつかの大きな災害を記録している。

主に冬季北海道の東海上で低気圧が非常に発達したとき、日本海北部で生成発達した波浪が、富山湾にうねり性の高波となって突然来襲し、海難事故や沿岸施設の破壊を引き起こし、いわゆる「寄り回り波」として古くからおそれられている。



海から見た富山湾鳥瞰図



河川縦断概略図



H24出水状況 (地久子川)



寄り回り波 (滑川市)

3.3 社会経済的特性

災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

被害を拡大する社会経済的災害要因としては、主として次のような点が指摘されている。

(1) 都市化の進展

市街地の拡大に伴って、既成市街地における建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では低層の木造建築物などの老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

(2) 工業化の進展

高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、富山県の主要工業地帯である臨海工業地帯は、高潮、波浪等の被害の危険性がある。

(3) 交通機関の発達

自動車、鉄道、航空等の高速交通機関は著しく発達したが、自動車については、それ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

また、大量輸送機関である鉄道の発展や北陸新幹線、北陸自動車道、富山空港といった高速交通網の整備により太平洋側の三大都市圏との往来の利便性が増大したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等の発生の危険性も増大している。

(4) 生活様式の変化

生活様式の近代化により、電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピュータ、情報通信ネットワークへの依存度が高まる中で、こうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報の不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。

(5) コミュニティ活動の停滞

富山県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。一方、農山漁村においては、人口が減少しコミュニティの維持に困難をきたしている中、地域において、被害を少しでも軽減するためには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成

等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

富山県は、南側に 3,000m級の立山連峰がそびえ、極めて台風の影響を受けにくいばかりでなく、ふだんの地震の発生頻度は非常に低く、文献で確認できる1300年余の間、1 mを超える津波はわずか1件にとどまるなど、太平洋側の地域と比較して安全・安心な地域である。

しかしながら、フェーン現象下で火災が発生した場合、常に大火となる危険性があるほか、県内には多くの大小河川、土砂災害危険個所が存在し、平成16年に相次いで上陸した台風により被害が発生したところである。

前述の社会経済環境の変化によって被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられる。現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して十分なものとはいえない。したがって、被害を軽減するためには、こうした様々な環境の変化に的確に対応しながら、防災意識の高揚等の活動を不断に続けていくことが必要である。

富山県における社会経済環境の推移

	平成2年	平成12年	<u>平成22年</u>	<u>平成30年</u>
人口	1,120,161 人	1,120,851 人	<u>1,093,247 人</u>	<u>1,050,246 人</u>
人口密度	263.8 人	263.9 人	<u>257.4 人</u>	<u>247.3 人</u>
世帯数	314,602 世帯	357,574 世帯	<u>383,439 世帯</u>	<u>404,929 世帯</u>
水道普及率	89.4%	92.2%	<u>93.2%</u>	<u>(R2.3判明)</u>
下水道普及率	27.7%	59.0%	<u>79.6%</u>	<u>85.3%</u>
<u>スマートフォン保有率</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>12.2%</u>	<u>84.7%</u>
自動車保有台数	658,594 台	840,072 台	<u>876,190 台</u>	<u>902,339 台</u>
老年人口割合	15.08%	20.76%	<u>26.18%</u>	<u>31.95%</u>
外国人登録者数	3,288 人	9,564 人	<u>13,712 人</u>	<u>18,262 人</u>

第4章 計画の対象とするリスク

富山県では、幸い、近年は大きな災害が少ないものの、過去に大地震や豪雪、豪雨や富山県特有の寄り回り波等による大規模な自然災害が発生しているほか、大地震による津波や火山災害なども想定される。

また、県外においては、太平洋側での南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されており、一度発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなる。

このようなことから、次の大規模自然災害を対象とする。

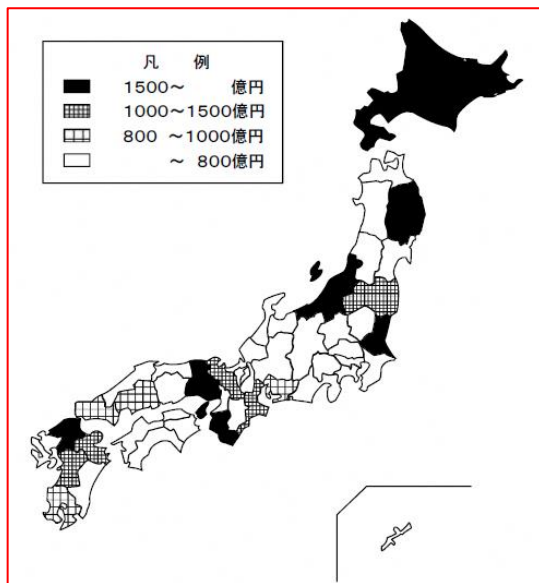
4.1 計画の対象とするリスク（県内）

(1) 風水害（台風、大雨、波浪、地すべり）

富山県に接近する台風は、本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多い。平成16年には、日本に上陸・接近した台風の数が過去最高となり、特に夏から秋にかけての集中豪雨（福井豪雨、新潟・福島豪雨）や、台風21号（四国・近畿・東北北部）・台風23号（九州から関東）では、各地で大きな被害をもたらした。富山県内でも被害があった。

過去に発生した甚大な風水害としては、昭和36年、平成16年の台風、昭和44年、平成20年、24年、26年の大雨、昭和39年の地すべり災害があげられる。



過去10年間（H20～H29）都道府県別水害被害累計額分布図（平成23年価格）



(国土交通省・水害統計)




(県内で発生した主な台風被害)

発生年月日	概要
昭和24年 9月1日	<p>[キティ台風] 大雨・強風</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風が本州中部に上陸、佐渡付近の日本海に抜けた。降水量は平野部で 150mm、山岳部では 250mmとなり上新川郡、婦負郡で被害が最も大きくなった。 ・死者 2 名、負傷者 5 名、住家流失 3 棟、床上浸水 262棟、床下浸水 2,839棟、堤防決壊 172箇所、道路損壊 167箇所、橋梁流失47箇所、田畑流出 148ha、同冠水22,379haなど ・災害救助法適用 山田村他 1 町 3 村
昭和28年 9月25日～26日	<p>[テス台風] 大雨・強風・波浪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風が紀伊半島に上陸し中部、関東、東北地方を縦断。県下暴風雨となり山岳部に 200～ 300mm、平野部でも 150mm内外の大雨。富山湾でも風浪害も加わり大被害 ・死者 6 名、負傷者 6 名、行方不明者 2 名、住宅全壊 1 棟、同半壊46棟、同流失 5 棟、床上浸水 3,474棟、床下浸水 5,712棟、非住家被害90棟、道路・堤防決壊 1,016箇所、橋梁流出 206箇所、山崩れ 232箇所、田畑流埋没 114ha、同冠水15,932ha、木材流出 7,108件、船舶沈没16隻、同破損 172隻、定置網流出 320件など ・災害救助法適用 高岡市他 1 市 8 町 4 村
昭和36年 9月16日	<p>[第 2 室戸台風] 大雨・強風</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風が室戸岬に上陸、大阪を経て富山を通過。最大瞬間風速富山W39.6m/s、伏木WSW33.0m/s ・死者 9 名、負傷者 178名、住宅全壊 124棟、同半壊 396棟、床下浸水 687棟、住家一部損壊 3,857棟、非住家被害 425棟、河川、砂防、道路、橋梁、港湾の損壊 252箇所、水稻倒伏32,000 ha、果樹落下 650haなど
平成 2 年 9月19日～20日	<p>[台風19号] 大雨・波浪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州の南海上を北東に進んだ大型で強い台風19号は、紀伊半島に上陸後、北東進を続け本州を縦断し、岩手県の沖合いに去った。県内全域で暴風雨となり、平村の総雨量 272mmなど、県西部を中心に大雨。最大瞬間風速伏木NNE32.7m/s ・死者 2 名、住宅全壊 1 棟、一部損壊 8 棟、床上浸水 4 棟、床下浸水52棟、道路 227箇所、橋梁14箇所、河川 183箇所、港湾施設 9 箇所、砂防施設37カ所で被害

発生年月日	概要
平成16年 10月20日～21日	<p>[台風23号] 大雨・強風・波浪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風が近畿、中部、関東地方を通過し、本州南岸に停滞していた前線の活動が活発 ・行方不明者1名、負傷者73名（練習帆船海王丸の負傷者を含む）、床上浸水 147棟、床下浸水 343棟、強風による建物被害等54棟、土砂崩れ・冠水による道路の通行止め85箇所、停電30,600戸 ・強風、高波による港湾施設、船舶、定置網、漁船の被害、強風による文化財の被害、果樹、野菜の損傷、園芸施設や畜産施設の破損、倒木など多数 ・3,253世帯、7,390人に避難勧告、19世帯、34人が自主避難 ・4市町で災害対策本部を設置 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>R471号（富山市八尾町薄尾）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>R304号 （南砺市大鋸屋）</p> </div> </div>

（県内で発生した主な大雨被害）※台風によるものを除く。

発生年月日	概要
昭和36年 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線が南岸から北上し中部地方に停滞、県下全般に 300～400mmの大雨。沿岸部に近い平野部と県東部で被害大 ・負傷者4名、行方不明者1名、住家全半壊49棟、床上浸水 220棟、床下浸水 2,018棟、堤防決壊 121箇所、道路損壊 106箇所、橋梁流失12箇所、水田流失埋没48ha、同冠水 5,568ha ・災害救助法適用 氷見市

発生年月日	概要
昭和44年 8月10日～11日	<ul style="list-style-type: none"> 北陸地方に前線が停滞し、県西部で 150～ 200mm、東部平野部で 200～ 300mm、東部山岳部で 1,000mmに達する豪雨。県東部の大小河川で洪水 死者 5 名、負傷者24名、行方不明者 1 名、住家全壊50棟、同半壊92棟、一部破損 121棟、床上浸水 2,132棟、床下浸水 7,470棟、田畑流失埋没 669ha、同冠水66haなど 災害救助法適用 富山市他 2 市 6 町
平成20年 7月28日～29日	<ul style="list-style-type: none"> 北陸付近に前線が停滞し、南砺市では、最大時間雨量 132mm、最大24時間雨量で 295mmを記録するなど、県内各地で最大24時間雨量80mm、最大時間雨量20mmを超える大雨となった。 重軽傷者 3 名、家屋被害 335棟、道路や橋梁、河川などであわせて 206箇所被災など <p style="text-align: center;">坪野川 (富山市婦中町速星)</p> 
平成24年 7月20日～21日	<ul style="list-style-type: none"> 北陸地方に弱い気圧の谷があり、大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に激しい雨が降り、高岡市では約 100mmの猛烈な雨を解析した。降り始めからの総降水量は、西部を中心に 200mmを超えたところが多くあった。 床上浸水80棟、床下浸水 490棟、道路16箇所など  <p style="text-align: right;">地久子川 (高岡市野村)</p>
平成26年 7月19日～20日	<ul style="list-style-type: none"> 上空に強い寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に非常に激しい雨が降り、魚津市では1時間に83mmの猛烈な雨を観測し、降り始めからの総降水量は 280.5mmとなった。また、解析雨量では、砺波市で1時間に約 120mm、高岡市で約 100mmの猛烈な雨を解析した。 床上浸水 3 棟、床下浸水 175棟、一部損壊 1 棟 など  <p style="text-align: right;">東山神社倒壊 (魚津市)</p>

(県内で発生した主な波浪被害) ※台風によるものを除く。

発生年月日	概要
昭和30年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・低気圧が北海道付近で急激に発達。東部沿岸では、高波により大きな被害。特に宮崎、境、泊は昭和4年以来の大被害 ・死者3、負傷者1、床下浸水30、非住家全壊13、同半壊 105など
昭和45年 2月1日～ 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・台風並に発達した低気圧が本州南岸を東進し、三陸沖でさらに発達した。このため県東部の沿岸に寄り回り波が押し寄せ大きな被害が発生した ・負傷者10、住家半壊18、床上浸水 236、床下浸水 156、非住家半壊 107、船舶流失8、田畑冠水 186ha、堤防決壊18など
昭和63年 10月29日～30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の東海上で、低気圧が台風並に発達し、また、大陸の高気圧が日本付近に張り出し、強い冬型の気圧配置が続いた。このため、日本海北部では強い季節風が吹き荒れ、これに伴って発生した風浪が富山湾特有の寄り回り波となって県東部の海岸を中心に押し寄せた。入善町田中で最大波高 8.3m、新湊堀岡で 4.1mを記録 ・朝日町境地区の海岸では、堤防の一部決壊や陥没が生じ、堤防上に係留されていた小型漁船7隻が後方に押し流された。また、宮崎漁港では、港内に砂が堆積し、大型船が航行不能となった。
平成3年 2月16日～17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・冬型の気圧配置が強まったため、海上では風浪が強くなって沿岸に高波が打ち寄せた。 ・死亡1、床下浸水7、護岸、離岸堤、防波堤等で合わせて39箇所欠所、沈下などの被害。又、漁網の損壊、漁船の損傷、漁業施設の破損多数
平成20年 2月23日～24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海中部にあった低気圧と、太平洋で発生した2つの低気圧の影響で、非常に強い風が吹き、これに伴って風浪が富山湾特有の寄り回り波となって、下新川海岸を中心に襲来した。 ・入善町田中で最大有義波高6.62mを記録 ・死者2名、負傷者16名、住家全半壊11棟、床上浸水49棟、床下浸水 115棟、浸水面積38ha、離岸堤など13施設で被害など
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>波浪 (入善漁港海岸 (入善町芦崎))</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>波浪 (入善漁港海岸 (入善町芦崎))</p> </div> </div>	

(県内で発生した主な地すべり被害)



発生年月日	概要
昭和39年 7月16日	<p>[氷見市胡桃地内]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥行き約 1.5km、幅約 0.5km、約70haに及ぶ大規模な地すべり ・人家87戸全半壊、田畑・道路・河川が埋積、家畜等にも被害発生 ・災害救助法適用 氷見市 
昭和58年 7月27～28日	<p>[小矢部市内山地内]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥行き、幅ともに約 1 km、約 100haに及ぶ地すべり ・国道 359号が約 1.2kmにわたり崩落・破損し、通行止めとなった。 
平成14年 11月16日	<p>[氷見市谷屋地内]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥行き約90m、幅約 210m、約 2 haに及ぶ地すべり ・家屋の全壊 1 棟、半壊 1 棟 ・田、畑、ため池 3 箇所が埋まったほか、国道 415号が通行止めとなった。 



(2) 降雪

富山県の位置は、北関東と同じ緯度であり、東北と比べても南に位置し、冬でも比較的暖かい。市街地では地下水による消雪装置の設置が進んでいるほか、幹線道路は、除雪が徹底している。また、近年は雪が少なくなっている。関東甲信越地方を中心に記録的な大雪となった平成26年でも企業活動や日常生活に支障を来すことはなかった。

しかし、過去に県内に大きな被害をもたらした豪雪としては、「38豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「平成30年豪雪」があげられる。

発生年月	概要
昭和38年 1月	<p>「38豪雪」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和38年 1月豪雪。大陸の高気圧は1050～1060mbの強い勢力を維持し、一方日本海では次々に低気圧が発達して通過、本邦は顕著な冬型の気圧配置が長時間持続した。最深積雪は、富山 186cm、伏木 225cm、(累計記録それぞれ第2位、第1位)。11～12日は、西部平野部で70cm、15～16日は、県下全般に40～60cm、18～19日は、山沿地方で

	<p>60～90cm、21～22日は、県下全般に30～60cm、23～26日は、県下全般に連日30～70cmの降雪があり、その後、2月2日から融雪による浸水被害が加わり、大きな被害となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県下全般で死者15名、負傷者39名、行方不明1名。住宅全壊52棟、同半壊135棟、同一部損壊2棟、同床上浸水277棟、同床下浸水2,392棟。橋流失1箇所、山崩れ1箇所。北陸本線23～28日ほぼ全面運休
昭和56年1月	<p>「56豪雪」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北半球500mb面では3波数循環の大雪型が続き、地上ではシベリヤ高気圧が発達し顕著な冬型の気圧配置となった。強い寒波は12月27～30日、1月2～8日、1月10～17日の3回来襲した。最深積雪は平野部150～200cm、山沿い200～250cmとなり昭和38年豪雪につぐ大雪となった。なお、富山160cm、上市262cm、利賀430cmの積雪を記録した。降雪の深さでは利賀で5日98cm、福光で5日75cm、八尾で12日74cm、富山で29日62cm。全県で雪圧による家屋の倒壊や除雪事故、雪崩等による死者が急増した。 ・ 死者24名、負傷者1,154名。住宅全壊16戸、同半壊47戸、同一部破損1,164戸、床上浸水100戸、床下浸水1,682戸。農業災害208億円、林業災害323億円。その他水産関係にも多くの被害が発生した。交通関係では北陸・高山本線全面不通、遅延、除雪費等国鉄関係124億円。全日空欠航、富山地方鉄道関係も大きな被害を受けた。電力、通信関係では送電鉄塔(66,000ボルト)11基倒壊、ほかに断線、電柱折損数億円の被害 
昭和59年1月	<p>「59豪雪」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬型の続いた1～3月にかけて数波にわたって強い寒波が襲来し、富山の降雪量合計が692cmに達し、56豪雪に近い大雪に見舞われた。各地の最深積雪は富山で122cm、伏木で95cm、氷見で100cm、福光で172cm、八尾で203cm、魚津で140cmを記録した。 ・ 雪害状況は、死者21名、負傷者87名、住家全壊3棟、同半壊1棟、同一部破損32棟、床上浸水16棟、床下浸水216棟であった。 

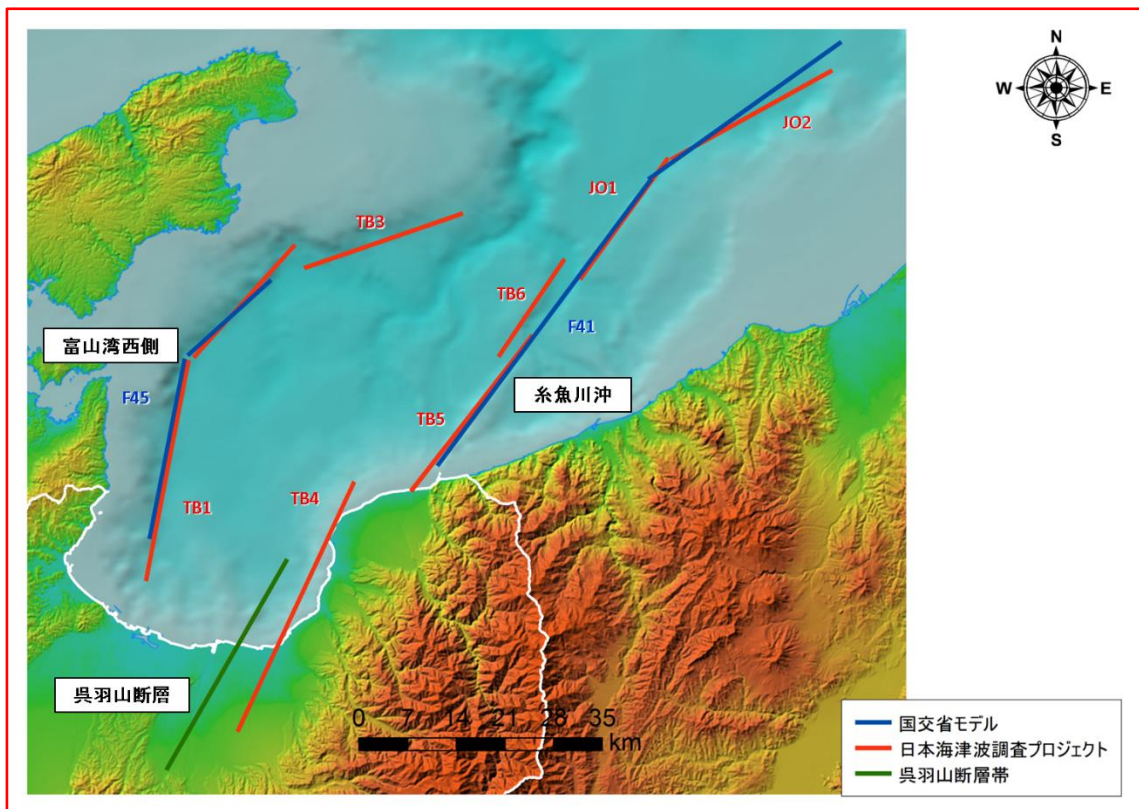
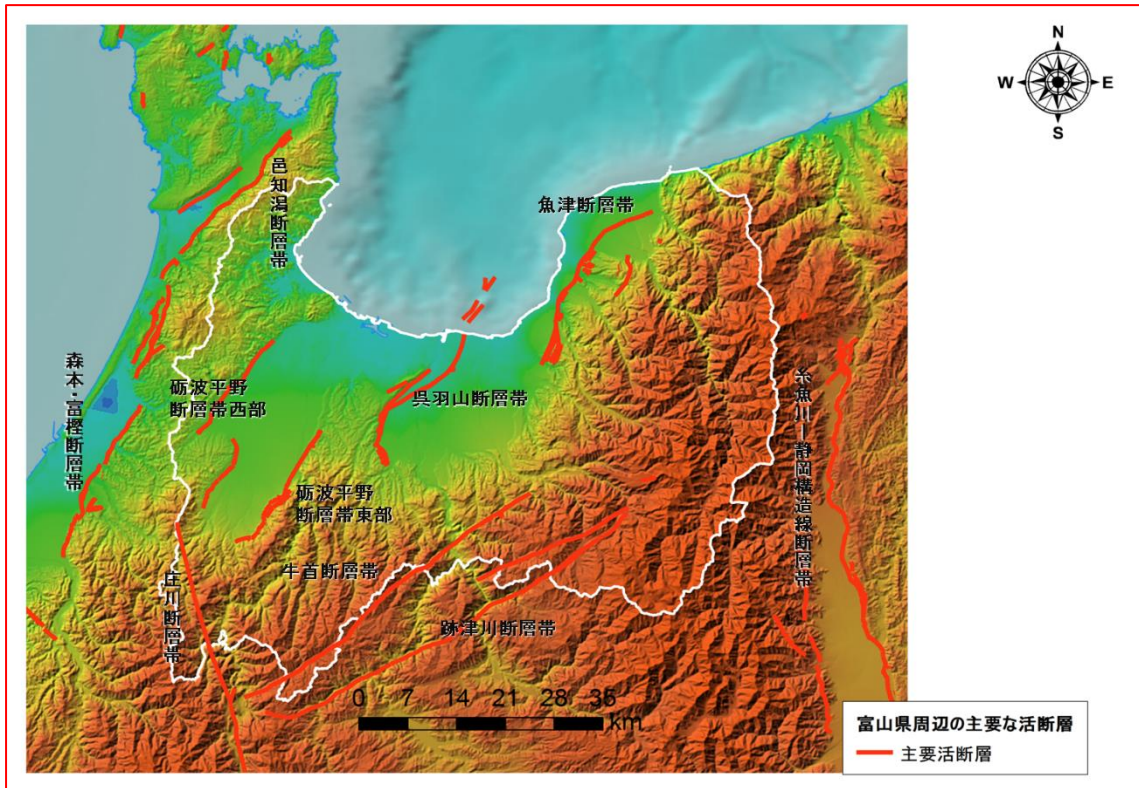
<p>平成30年 1月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年12月中旬から平成30年2月中旬にかけて大きな寒波が8回来襲した。平成30年1月22日から23日にかけては、日本海と本州南岸を低気圧が発達しながら北東に進み、次第に冬型の気圧配置となった。22日から26日にかけて、各地の最深積雪は、富山で44cm、高岡で56cm、氷見で42cm、福光で72cm、八尾で80cm、魚津で38cmを記録した。 雪害状況は、死者6名、負傷者61名、住家一部破損3棟、床下浸水1棟、非住家被害6棟。その他、農作物等や林野関係にも被害が発生した。交通機関では、JR高山本線、JR城端線、JR氷見線、あいの風富山鉄道、万葉線、富山地方鉄道、富山鉄道高速バス、加越バス高速バス、富山空港東京便・札幌便・大連便が運休、遅延、欠航となった。氷見市では、水道管の凍結、破裂による広範囲の断水・水圧低下が発生。氷見市、高岡市では、断線による大規模停電も発生した。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>圧雪状況 (立山町)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>倒木 (氷見市)</p> </div> </div>
-----------------	--

(3) 地震・津波

富山県は、過去30年間（昭和60年～平成26年）で震度3以上が28回、震度4以上が5回と全国最少である。しかし、文部科学省地震調査研究推進本部によると、県内には5つの主要活断層が位置するほか、本県に影響を及ぼす隣接県に位置する主要活断層がある。これら主要活断層を震源とする地震が発生した場合には、大きな被害が想定される。なお、古文書により確認されている富山県で大きな被害をもたらした地震としては、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震があげられる。

また、富山県内で1mを超える津波は、文献で確認できる684年以降、1833年の1件（1～2m）のみである。国が津波の観測を開始（1963年）して以来、地震による津波被害はないが、津波を引き起こす恐れのある断層はある。

富山県内の主要な活断層



(県内で震度4以上を記録した地震)

発生年	震央地名	県内の震度	県内の被害等
昭和8年	石川県能登地方	伏木4	負傷者2名、氷見で土砂崩れ、亀裂
昭和19年	三重県南東沖	富山4	不明
昭和23年	福井県嶺北	富山4	西部で被害
昭和27年	石川県西方沖	富山、八尾、女良4	硝子破損
平成5年	石川県能登地方	富山、伏木4	非住家、水路、ため池に被害
平成12年	石川県西方沖	小矢部4	被害なし
平成19年	能登半島沖	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4	重傷者1名、軽傷者12名、非住家一部損壊5棟
平成19年	新潟県上中越沖	氷見、舟橋4	軽傷者1名
平成25年	石川県加賀地方	小矢部4	被害なし

(過去の津波)

発生年月日	地震の名称	地震規模	県内での記録
天保4年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見2m
昭和39年6月16日	新潟地震	M7.5	伏木60cm、魚津56cm、富山48cm、富山新港44cm
昭和58年5月26日	日本海中部地震	M7.7	滑川43cm、富山20cm、高岡19cm、新湊17cm
平成5年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	富山新港11cm、伏木港11cm、富山10cm

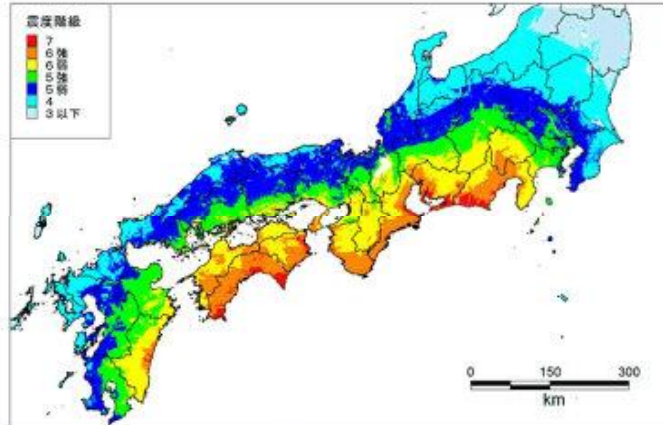
4.2 計画の対象とするリスク（県外）

○ 南海トラフ地震、首都直下地震

太平洋側においては、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されており、一度発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなる。

被害想定の詳細は、図表（出典：平成27年版防災白書）の通りである。南海トラフ地震（図表1-2-2、1-2-4、1-2-5）、首都直下地震（図表1-2-12）

図表 1-2-2 震度の最大値の分布図



※複数の検討ケースの結果を重ね合わせ、最大となる震度を示したものである
 出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

図表 1-2-4 人的被害・建物被害の想定（平成24年8月）

○東海地方が大きく被災するケース	全壊及び焼失棟数：954千棟～2,382千棟	死者：80千人～323千人
○近畿地方が大きく被災するケース	全壊及び焼失棟数：951千棟～2,371千棟	死者：50千人～275千人
○四国地方が大きく被災するケース	全壊及び焼失棟数：940千棟～2,364千棟	死者：32千人～226千人
○九州地方が大きく被災するケース	全壊及び焼失棟数：965千棟～2,386千棟	死者：32千人～229千人

出典：内閣府資料

図表 1-2-5 経済被害の想定（平成25年3月）

	想定される被害額
○資産等への被災【被災地】	169.5兆円
・民間部門	148.4兆円
・準公共部門（電気・ガス・通信、鉄道）	0.9兆円
・公共部門	20.2兆円
○経済活動への影響【全国】	
・生産、サービス低下に起因するもの	44.7兆円
・交通寸断に起因するもの（上記とは別の独立した推計） 道路、鉄道の寸断	6.1兆円

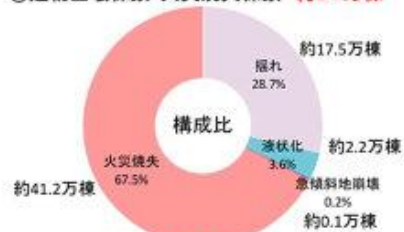
出典：内閣府資料

図表 1-2-12 被害想定概要 (平成25年12月)

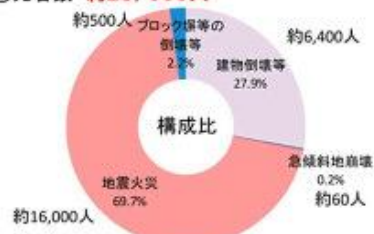
○想定条件: 首都直下のM7クラスの地震(都心南部直下地震)

○発生時の想定状況: 冬・夕方 風速8m/s

①建物全壊棟数・火災焼失棟数 約61万棟



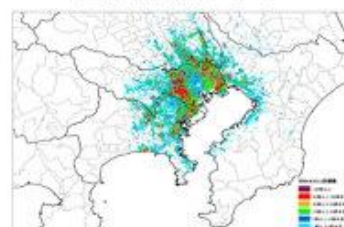
②死者数 約23,000人



◇負傷者数 約123,000人

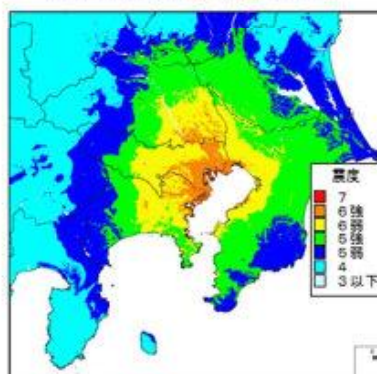
◇経済的被害 約95兆円

(全壊・焼失棟数の分布)



※首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(平成25年12月)をもとに内閣府作成

(都心南部直下地震の震度分布)



出典: 内閣府資料

5.1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

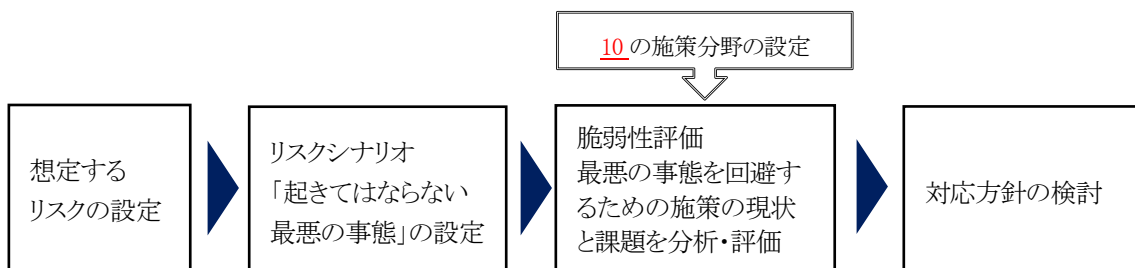
地域計画においても、富山県の地域特性を考慮し、計画策定に際して対象となるリスクを踏まえ、第2章で設定した9つの「事前に備えるべき目標」に基づく38の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。（次頁）

5.2 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、我々の国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

基本計画では、「強靱化」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題をリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

地域計画の策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方針を検討する。



9つの「事前に備えるべき目標」と38の「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	発生時	発生直後	復旧	復興	
I. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-① 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	直接死の防止				
		1-② 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生					
		1-③ 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生					
		1-④ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生					
		1-⑤ 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生					
		1-⑥ 暴風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生					
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	迅速な救助・救急、医療活動及び被災者等の健康・避難生活環境の確保			
		2-② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					
		2-③ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					
		2-④ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺					
2-⑤ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生							
2-⑥ 多量な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生							
2-⑦							
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-① 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱	行政機能の確保					
	3-② 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下						
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-① 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報通信機能・情報サービスの確保					
	4-② 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態						
II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-① サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺		地域経済活動の維持			
		5-② 交通インフラネットワークの機能停止					
		5-③ 食料等の安定供給の停滞					
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-① 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	ライフライン被害の最小化及び早期復旧				
		6-② 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止					
		6-③ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
		6-④ 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止					
		6-⑤ 防災インフラの長期間にわたる機能不全					
		6-⑥					
IV. 迅速な復旧復興	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-① 地震に伴う市街地の大型火災の発生による多数の死傷者の発生	複合災害・二次災害の防止				
		7-② 海上・臨海部の広域複合災害の発生					
		7-③ 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺					
		7-④ ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生					
		7-⑤ 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃					
		7-⑥ 農地・森林等の被害による県土の荒廃					
		7-⑦					
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	迅速かつ強靱な復興				
		8-② 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態					
		8-③ 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態					
		8-④ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失					
		8-⑤ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態					
		8-⑥ 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響					
		8-⑦					
9 太平洋側の代替性確保に必要不可欠な機能が維持・確保される	9-① 太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止	太平洋側の代替性確保					

5.3 脆弱性評価

38の「起きてはならない最悪の事態」について、関連する現行の施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、事態の回避に向けた対応力について分析・評価を行った。

課題分析にあたっては、できる限り達成度及び進捗状況を定量的に把握するための指標を設定した。

5.4 評価結果の主なポイント

評価結果の主なポイントは以下のとおりである。

(1) 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災等に資する国土強靱化施策は、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。東日本大震災で得られた教訓から、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策を4つの基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業（エネルギー、金融、情報通信含む）、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えるとその影響は甚大であり、バックアップ施設／システムの整備等により、代替性等を確保する必要がある。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など太平洋側で想定されるリスクに対しての代替性を確保するため、富山県の陸・海・空の交通インフラ整備のほか、首都圏や関西圏、中京圏等に立地する企業の本社機能等の県内への移転を一層促進する必要がある。

(3) 国、市町村、民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、国、市町村、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたる。効率的、効果的に施策を実施するためには、組織体制の強化や市町村に対する適切な支援や、各実施主体との徹底した情報共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

また、9つの「事前に備えるべき目標」ごとのポイントは次のとおりである。

① 直接死を最大限防ぐ

- ・津波、水害、土砂災害等から県民の生命・財産を守る治山、治水、砂防、海岸保全等の施設整備や、森林・農地保全の推進が必要である。

- ・重要な施設の耐震化対策、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
- ・ハザードマップ、迅速な情報伝達、防災訓練などのソフト面の対策を充実強化し、避難行動等の確立を図る必要がある。

[参考指標] 公共土木施設における長寿命化計画の見直し数 2施設 (H30)

② **救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

- ・基本団員の確保に取り組むとともに、女性消防団員や機能別団員の増加を図るなど消防団員の確保に努める必要がある。
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）及びJMAT（日本医師会災害医療チーム）等と連携した研修による災害医療人材を育成する必要がある。

[参考指標] 人口10万人あたりの消防団員数 878人 (R1)

③ **必要不可欠な行政機能は確保する**

- ・県の事業継続体制の一層の強化、市町村の事業継続体制の整備を進める必要がある。
- ・県災害対策本部（県庁本庁舎）の代替機能を有する広域消防防災センターを生かした訓練を実施する必要がある。

[参考指標] 事業継続体制（BCP）が整備されている市町村数 13市町 (R2.1現在)

④ **必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**

- ・災害時に備えた情報通信手段の確保を図る必要がある。

[参考指標] TOYAMA Free Wi-Fiのアクセスポイント（AP）の数 149 (H30)

⑤ **経済活動を機能不全に陥らせない**

- ・県内の七大河川には100m以上の長大橋が100橋以上架かっていることから、サプライチェーンを寸断しないため、代替性のある道路ネットワークを確保する必要がある。

[参考指標] 改良済みの道路延長 2,213.7km (H30)

⑥ **ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

- ・富山県の特性を活かした再生可能エネルギーの活用を推進する必要がある。
- ・降積雪等により道路交通に支障をきたさないように、重要路線における車道除排雪を推進する必要がある。

[参考指標] 小水力発電所の整備箇所数（累計） 48箇所 (H30)

⑦ **制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**

- ・国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の保全管理や森林の整備を推進する必要がある。

[参考指標] 間伐実施面積（累計） 36,730ha (H30)

- ⑧ **地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興**できる条件を整備する
- ・迅速な再建・回復に不可欠な存在である建設業の技術者の確保等を図る必要がある。

- ・地籍調査の進捗率が全国平均を下回っており、調査の促進を図る必要がある。

[参考指標] 地籍調査事業の進捗率 28.8% (H30) ※全国平均52%

- ⑨ **太平洋側の代替性確保に必要不可欠な機能が維持・確保される**

- ・南海トラフ地震や首都直下地震など太平洋側で想定されるリスクに対しての代替性を確保するため、陸・海・空の交通インフラの整備を一層促進する必要がある。
- ・首都圏や関西圏、中京圏等企業のリスク分散を考慮し、本社機能の県内への移転を進める必要がある。

[参考資料] 北陸新幹線 平成28年度：敦賀-新大阪間のルート決定、令和4年度末：金沢敦賀間開業予定
東海北陸自動車道 県内区間全線暫定2車線

第6章 推進方針

6.1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、今後必要となる施策を検討するため、国の国土強靱化に関する施策の分野をもとに10の施策分野を設定し、それぞれの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。



（個別施策分野）

①行政機能・防災教育分野、②住環境分野、③保健医療・福祉分野、④産業分野、⑤国土保全・交通物流分野

（横断的施策分野）

⑥リスクコミュニケーション分野、⑦人材育成分野、⑧官民連携分野、⑨老朽化対策分野、⑩太平洋側のリダンダンシーの確保分野

参考 マトリクスによる分析・評価、推進方針のイメージ

9つの事前に備えるべき目標	38の起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価	推進方針				
			個別施策(5分野)			横断的施策(5分野)	
			1行政機能・防災教育分野	2住環境分野	3...	6リスクコミュニケーション分野	7...
1 直接死を最大限防ぐ	1-①住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	 起きてはならない最悪の事態としての脆弱性評価	総合防災訓練の実施	住宅・建築物の耐震化	...	自主防災組織の結成促進	...
	1-②密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		...	市街地再開発事業等の推進
	1-③...	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-①被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		早期復旧に向けた取組の推進	避難所施設の整備等
	2-②...	
	3...	
10 太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止	9-①...	

施策分野ごとの推進方針の整理

6.2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」を達成するための10の施策分野（＜1＞個別施策分野 5項目、＜2＞横断的施策分野 5項目）に設定した 198の推進方針を以下に示す。（【】に記載した記号は、それぞれの個別具体的施策が対応する「起きてはならない最悪の事態」を示している。）

「起きてはならない最悪の事態」とそれぞれの施策分野との間には、相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分配慮する必要がある。

＜1＞個別施策分野

(1) 行政機能・防災教育分野

- 調査研究の実施
- 行政機能の確保
- 災害対策訓練の実施
- 防災拠点の強化等
- 災害対処能力の向上
- 関係機関との連携
- 災害対策資機材等の整備
- 伝達体制の強化
- 防災教育の実施・防災意識の醸成

(2) 住環境分野

- 施設の耐震化
- 上下水道施設等の整備
- 廃棄物及び有害物質対策
- 市街地等における防災性の向上
- 避難所施設の整備等

(3) 保健医療・福祉分野

- 施設の整備・耐震化
- 訓練の実施・体制の整備
- 衛生管理

(4) 産業分野

- 企業・事業所

- 農林水産
- エネルギー
- 情報通信

(5) 国土保全・交通物流分野

- 国土保全
 - 河川
 - 海岸
 - 農地
 - 森林
 - 市街地・中山間地
 - 土砂災害等の対策
 - 雪崩対策
 - 火山防災対策
- 交通物流
 - 道路
 - 港湾
 - 漁港
 - 鉄道
 - 空港
 - 緊急輸送対策

< 2 > 横断的施策分野

- (6) リスクコミュニケーション分野
 - 治山
 - 住環境
 - 学校の防災機能強化
 - 鉄道
 - 避難支援等
 - 空港
 - 市町村に対する技術的支援
 - 適切な維持管理
- (7) 人材育成分野
 - 人材の育成等
- (8) 官民連携分野
 - 連携体制の構築
 - 情報の共有
- (9) 老朽化対策分野
 - 農業水利施設等
 - 道路
 - 海岸・河川・砂防等
 - 港湾・漁港
- (10) 太平洋側のリダンダンシーの確保分野
 - 道路ネットワーク
 - 海上輸送ネットワーク
 - 北陸新幹線
 - 貨物物流ネットワーク
 - 国内外の航空ネットワーク
 - 本社機能の誘致・企業立地

< 1 > 個別施策分野

(1) 行政機能・防災教育分野

(調査研究の実施)

- ・調査研究の実施 【1-①・②・③・④・⑤・⑥、7-①】

建物の倒壊や火災、津波、水害、土砂災害、暴風雪などの災害発生時における応急活動、避難活動、被害拡大防止等の対応策について、調査・研究し、防災活動への活用を推進する。

(行政機能の確保)

- ・業務継続計画の不断の見直し 【2-①・③、3-②、4-①・②】

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための準備体制を定めた富山県庁業務継続計画（富山県庁BCP）を必要に応じて見直していく。

- ・県有施設の耐震化等の推進 【3-②、7-①】

現在、県有施設全体の耐震化対象施設の耐震化率は99.6%（対象施設 481棟（非木造、2階建以上又は200㎡以上の建物）のうち、平成30年度末までに 479棟が耐震完了）となっているが、耐震力が不足している県有施設について、来所者、職員等の安全確保や、施設の機能保持を図るため、引き続き

耐震補強工事等を計画的に実施する。

- ・ 県有施設における防災体制の整備【3-②】

災害発生時に備えて、県有施設における物資の備蓄、電力等の確保、代替機能の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等を推進する。

- ・ 電源確保対策の推進【3-②】

災害時に電力供給が停止した場合に備え、引き続き、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄を推進する。

(災害対策訓練の実施)

- ・ 総合防災訓練の実施【1-①・②・③・④・⑤・⑥、7-①】

複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、県民への防災思想の普及啓発を図るため、市町村、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び建設業協会等の民間や地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。



多重衝突事故からの救助救出訓練

(防災拠点の強化等)

- ・ 警察機能維持対策の推進【3-①】

公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、非常用電源、備蓄物資、装備資機材等の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執務体制等を定める。

- ・ 被留置者の安全確保【3-①】

大規模な災害時において被留置者の安全を確保し、逃走を防止するため、津波等により広範囲にわたって被害が発生した場合の避難場所、休日や夜間に被災した場合の護送体制等を構築する。

- ・ 災害応急活動の支援拠点の充実【3-②】

災害発生時には、災害応急活動の支援拠点である広域消防防災センターの救急・救援活動、緊急物資輸送の拠点機能の充実を図る。(救援物資(寝具、防水シート、非常食、救助資材、簡易トイレ等)の備蓄)

・防災・危機管理機能の強化、地域防災力の向上【3-②、4-①、4-②】

防災・危機管理センター（仮称）の整備について、十分な耐震・耐浸水性を確保しつつ、常設の災害対策本部等を設置するとともに、県庁各部局、国、市町村等と密接に連携するためのスペース、自衛隊、警察、消防及び関係機関等が活動する受援スペースを確保する。

また、自助や共助による地域防災力の向上を図るため、平時には、県民の防災意識の普及・啓発のほか、防災士をはじめとする地域の防災リーダー等の育成・スキルアップのための研修や交流を図る場を提供する。

(災害対処能力の向上)

・救出救助活動体制の整備等【1-①・②・③・⑤、2-③、6-⑤、7-①・⑤】

大規模な風水害や噴火などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る。



倒壊家屋からの救出救助訓練

・早期復旧に向けた取組の推進【2-①・②・③、⑥-④】

発災後、迅速な道路啓開に向けて、交通情報を収集して緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、災害応急対策を実施する公的機関に対して緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。



緊急通行車両確認標章交付訓練

・陸上自衛隊富山駐屯地の災害支援拠点機能の拡充【1-①・②・③・④・⑤・⑥】

災害への対処に万全を期するため、大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から、大型ヘリコプターの活用など陸上自衛隊富山駐屯地の災害救助支援活動の拠点としての機能強化を促進する。

・学校の防災機能の強化【4-②】

モデル校に学校安全アドバイザー（防災士等）を派遣し、危機管理マニュアルや避難訓練が実践的になるよう見直し、モデル地域に普及啓発することで、地域の学校の防災機能を強化する。

- ・四季防災館を活用した防災教育の実施【4-②】

新たに津波や土砂災害の擬似体験を通して災害のメカニズムや避難行動を学べるシアターを設置し、火災や自然災害について総合的に学べる全国トップクラスの体験学習施設である四季防災館を活用し、高齢者・女性・子どもなどを対象とした各種防災講座の実施などにより、防災教育を推進する。

(関係機関との連携)

- ・国土強靱化地域計画策定の促進【1-①】

市町村での国土強靱化地域計画の策定を促進するため、必要な支援や情報提供を行う。

- ・防災関係機関との相互協力【1-①・②・③・④・⑤・⑥】

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進する。

- ・消防組織の広域化【2-③】

災害発生時における初動体制の強化、本部の指揮命令系統の統一による効果的な部隊運用、消防車・救急車の現場到着時間の短縮、高度な消防設備の整備による住民サービスの向上や消防体制への基盤強化等が期待できる、消防組織の広域化を推進する。

- ・広域連携の推進【2-①・③・⑤】

自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の連携のもと、倒壊建物等からの救助、災害医療救護活動、海難救助等の実践的な訓練を実施する。また、応援協定に基づき、他県と連携した職員の派遣や緊急物資供給などの訓練を実施するとともに、全国からの人的・物的支援の円滑な受け入れについて定めた富山県災害時受援計画を必要に応じて見直す。

- ・緊急消防援助隊※の中部ブロック合同訓練の実施【2-③】

緊急消防援助隊の出動要請、部隊の参集及び配置等、実践に即した訓練を通して、緊急消防援助隊相互及び防災関係機関の連携強化を図るとともに、富山県における円滑な応援部隊の受け入れ態勢の整備を目的とし、災害の想定は事前に公表しないブラインド訓練方式による、中部ブロック7県（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）合同訓練を実施する。

※ 緊急消防援助隊は平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震等の大規模災害において、被災地の消防機関だけでは対応できないときに、人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互の援助体制を構築するために創設

(災害対策資機材等の整備)

・石油コンビナート等防災資機材の整備【1-①】

石油及び高圧ガス等を大量に取り扱う石油コンビナート等特別防災区域において、災害が発生した場合に、周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、石油コンビナート用泡消火薬剤を県内の特別防災区域（4地区）の各消防機関へ配置する。

(伝達体制の強化)

・県総合防災情報システムの充実【4-①・②】

県総合防災情報システムのクラウド化によるセキュリティ対策の向上や災害時の機能強化に加え、運用能力の向上を図る。

・住民等への情報伝達の強化【1-①・②・③・④・⑤・⑥、2-④、4-①・②】

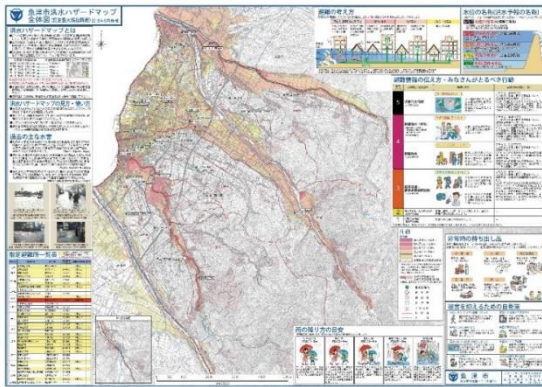
市町村を対象とした水害、土砂災害等発生時の情報伝達訓練を行うなど災害情報の伝達体制の強化を図る。

・避難行動につながる取組の推進【1-③・④・⑤・⑥、4-②】

県内の雨量・水位や土砂災害警戒情報等の情報を提供する富山防災WEB※、市町村が作成するハザードマップ（洪水、土砂災害、津波等）の周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。

市町村長が避難勧告を適時・適切に発令できるように土砂災害警戒情報の精度向上や土砂災害警戒情報を補う情報の改善などの技術開発・支援体制の強化を進める。

※ 富山防災WEB <http://www.bousai.pref.toyama.jp/>



洪水ハザードマップ (魚津市)



各ハザードマップの範囲イメージ

市町村におけるハザードマップ作成状況 (R1.11 末現在)

ハザードマップ	富山市	高岡市	魚津市	水見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	上市町	立山町	入善町	朝日町	舟橋村
洪水	△	△	○	○	△	△	○	○	○	△	△	△	△	△	△
内水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土砂災害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○:作成済 -:未実施 △:改定中 (想定し得る最大規模の降雨を対象に改定作業中)

(防災教育の実施・防災意識の醸成)

- ・ 四季防災館を活用した防災教育の実施 [再掲: (1)行政機能・防災教育 (災害対処能力の向上)] 【4-②】

新たに津波や土砂災害の擬似体験を通して災害のメカニズムや避難行動を学べるシアターを設置し、火災や自然災害について総合的に学べる全国トップクラスの体験学習施設である四季防災館を活用し、高齢者・女性・子どもなどを対象とした各種防災講座の実施などにより、防災教育を推進する。

- ・ 県民の防災意識の醸成【1-⑤】

富山の春夏秋冬の災害や自然の特性を体験できる四季防災館における体験型学習を通して防災力の向上を図るとともに、立山カルデラ砂防博物館における体験学習会を通して、立山カルデラの大自然の営み、その自然の脅威から富山平野を守る立山砂防事業を広く紹介し、県民の防災意識の醸成に努める。

- ・ 県民への啓発活動【1-①・②・③・④・⑤・⑥、4-②】

県広報番組や出前県庁を活用した啓発活動や地域の自主防災活動を支援する自主防災アドバイザーの派遣を通して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。

また、子どもたちの災害対応能力を育成するため、県が作成した児童・生徒用防災ハンドブックなどを活用し、小中学校における防災教育を推進する。

- ・シェイクアウトとやまの実施〔再掲：(8)官民連携〕【1-①、7-①】
 県民の防災意識の向上を図るため、地震発生時の落下物等から身を守る「県民一斉防災訓練～シェイクアウトとやま～」を実施する。
 ※ 県民一斉防災訓練は、①姿勢を低く、②頭を守り、③動かない(1分程度)という、地震発生時に身を守るための安全行動を行う防災訓練
- ・外国人住民への防災情報の提供【4-②】
多言語化した富山防災WEBの周知や災害時に役立つ防災情報を多言語で提供し、外国人住民の防災意識の向上を図る。

(2) 住環境分野 (施設の耐震化)

- ・住宅・建築物の耐震化【1-①、7-①・③】
 住宅の耐震化率は72% (H25) であり、約10万5千戸の住宅の耐震性が不足している。これらの耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断・改修工事費への支援を、県と市町村が連携して行っているところであり、より一層の普及啓発・支援制度の利用促進に努め、耐震化率の向上を図る。



住宅の耐震化

- ・学校施設の耐震化【1-①】
 県立学校における武道場の天井落下防止など、非構造部材の耐震対策を推進する。
 また、小中学校の耐震化（耐震化率：96.8% (H31.4.1)）が早期に完了するよう、市町村に要請する。



天井落下防止対策

- ・私立学校の耐震化【1-①】
 耐震補強工事に対する補助制度、融資制度などについて、情報提供や助言を行うことにより、私立学校の耐震化（現在88.6% (H30.4.1)）を推進する。
- ・大規模建築物の耐震化【1-①、7-①・③】
 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震改修に対して、市町と連携して支援することにより、耐震化を促進する。

・ 文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実【8-④】

国・県指定の文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実を図り、貴重な文化財の損失防止に努める。

(上下水道施設等の整備)

・ 上水道施設の整備【6-②、7-①】

水道事業者である市町村等と連携し、水道施設の耐震化や老朽化対策、水道未普及地域の解消について配水池の耐震補強や老朽水道管路の更新（耐震化）等に対する補助制度等により、計画的な実施を促進する。

・ 県営上水道施設の整備【6-②】

県営上水道の浄水場（県内2箇所）や送水管路（延長44km）といった水道施設の耐震化（現在、浄水場100%、送水管路84%）および老朽化対策を計画的に進める。

・ 下水道施設の整備【1-④】

下水道処理人口普及率が現在85.3%で全国第8位となっているが、引き続き、富山県全県域下水道ビジョン2018※に基づき、令和8年度を目標に処理場の統廃合を進めるなど、効率的・経済的に公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水を排除して市街地等の浸水被害を防止する雨水幹線などの下水道施設の整備を推進する。

※ 県内すべての公共下水道や農村下水道、浄化槽などの汚水処理施設の中長期の整備・運営の指針

・ 下水道施設の地震対策【2-⑥、6-③、7-⑤、8-③】

地震時における下水道機能の確保のため、小矢部川流域下水道二上浄化センター等では、耐震診断の実施や、対策が必要な施設の耐震化を進めているところであり、引き続き、終末処理場や管渠等の下水道施設の耐震化を計画的に進める。

・ 上水道に関する事業継続計画（BCP）の策定【6-②】

県営上水道について、策定している事業継続計画（BCP）に対応する訓練や定期的な点検等を行うとともに、継続的な計画の見直しを実施する。

また、水道事業者である市町村等が、事業継続計画（BCP）の策定を進められるよう情報提供等を行う。

- ・下水道BCPの策定【2-⑥、6-③】

流域下水道では、下水道BCP※（H30.3策定）に基づき、訓練や定期的な点検等による継続的な計画の見直しを行っている。また、公共下水道については、市町村等の下水道BCP策定を支援する。

※ 大規模地震発生時等、リソース（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）が相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続、早期回復を図るための業務継続計画

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進【6-③】

生活排水による河川等の水質汚濁を防ぐため、引き続き、合併処理浄化槽の設置整備を支援していくとともに、チラシ等により転換の必要性等について浄化槽設置者への周知を図る。

（廃棄物及び有害物質対策）

- ・災害廃棄物対策の推進【8-①】

市町村での災害廃棄物処理計画（現在14市町村策定）の策定等を促進するため、必要な技術的助言や情報提供を行うとともに、市町村等との情報伝達訓練等の実施により実効性を高める。

- ・有害物質対策【7-⑤】

事業者に対して、化学物質管理計画策定ガイドライン（H19.3策定）に基づく化学物質管理計画の策定を働きかけるとともに、有害物質等の飛散・流出対策の徹底を呼びかける。

（市街地等における防災性の向上）

- ・市街地再開発事業等の推進【1-①・②、7-①】

市街地における防災性の向上を図るため、まちづくりの主体である市町村と連携・協力し、富山市総曲輪三丁目地区をはじめとする中心市街地における市街地再開発事業※1や射水市放生津地区の密集市街地における住宅市街地総合整備事業※2、空き家再生等推進事業※3などにより、老朽化した建築物の除却、不燃化された共同建築物の整備等を推進する。



総曲輪三丁目地区
市街地再開発事業



射水市放生津地区 重点密集市街地共同建替え事業

- ※1 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、不燃化された都市型住宅や商業・業務施設などを整備することで、防災性が高く快適な生活空間を生み出す事業
- ※2 既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業
- ※3 空き家が集積する地区において、地域の活性化や居住環境の整備改善を図るため、空き家の改修・活用や老朽危険空き家の除却を行う事業

・除排雪活動の支援【1-⑥】

自力で除排雪が困難な世帯等の安全や利便性を確保するため、市町村や地域住民、NPO等が連携して行う地域ぐるみの除排雪活動への支援を推進する。

・冬期間の地下水位低下対策の推進【2-①、6-②】

冬期間の降雪時、消雪設備が一斉稼働することによる井戸涸れ等の地下水障害を未然に防ぐため、大幅な地下水位低下時に地下水利用者に節水の呼びかけを行い、水位の速やかな回復を図る。

(避難所施設の整備等)

・避難所施設の整備等【2-①・④・⑦】

災害時に被災者（高齢者等の要配慮者含む。）が避難生活を送り、生活再建を始めるための拠点である市町村等における避難所施設（指定避難所、指定緊急避難場所）の指定、設備の整備・点検、食料等の備蓄を図る。

・県災害救助物資の備蓄【2-①・②・④・⑦】

地震等による被害想定を踏まえ、最低限の食料の供給が円滑に行われるよう、備蓄を進めている非常食（カンパン、アルファ米、レトルト食品等）について、引き続き購入・備蓄を行う。食料以外の備蓄品（毛布、シュラフ、防水シート）についても同様に備蓄を進める。

・流通備蓄の推進【2-①・②・④・⑦】

現物備蓄を補完するための流通備蓄については、カンパン、アルファ米、レトルト食品以外の食料も含め必要量を確保できるよう、コンビニエンスストアなどの協定先から供給可能数量について定期的に確認を行うほか、調達先の拡充に努める。

・飲料水の確保【2-⑥】

災害時に避難所等として用いられる重要公共施設のうち、飲用井戸により飲料水を確保している施設（水道未普及地域において避難所等に指定されている施設）については、市町村と連携し、監視指導や水質検査等の実施により衛生対策を強化する。

・特別支援学校（県内11校）への備蓄品の配備【2-①】

飲料水・食料について、生徒1人につき3食分、教職員1人につき1食分を備蓄する。

(3) 保健医療・福祉分野

(施設の整備・耐震化)

・児童福祉施設の整備【1-①】

自力避難が困難な乳幼児の居場所である保育所等の耐震化の整備を図るとともに、児童養護施設等については、家庭的養護の推進に必要な小規模化・地域分散化等に合わせた耐震化等の整備を促進する。

・障害福祉サービス事業所の整備【2-⑦】

一般の避難所では生活に支障が想定される在宅障害児者を受け入れる避難スペースを有する障害福祉サービス事業所の継続的な整備を図る。

・福祉避難所の整備促進【2-⑦】

一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所の指定の促進を図る。

・災害拠点病院等の耐震化【1-①、2-⑤・⑦】

大規模災害時における、医療提供体制の確保を図るため、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を促進する。



県立中央病院 先端医療棟

・看護学校等の耐震化【1-①、2-⑤・⑦】

新たに整備する看護学校等に対し、災害時の収容施設として活用できるよう、耐震化等の整備について働きかける。

(訓練の実施・体制の整備)

・市町村、関係機関と連携した防災訓練の実施【2-⑦】

障害者等の要配慮者の防災支援体制の整備のため、市町村、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施する。

・医師会・歯科医師会等との連携体制の構築【2-③】

被災時における多数の遺体の身元確認等に対応するため、医師会、警察医会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実効性を高める。

・医療機関との連携体制【2-⑤】

災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう、広域災害・救急医療情報システムの操作訓練を定期的に行うとともに、災害拠点病院等における複数の通信手段の確保に努める。

・火葬場の広域的な協力体制の整備【1-⑥、2-⑦】

災害等で火葬場の使用が困難となった場合や、遺体の数が極めて多くなり、平常時に使用している火葬場の能力だけでは対処が困難となった場合に対応できるよう、市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を行うとともに災害等を想定した情報伝達訓練を実施する。

・医療機関の災害対応マニュアルの整備【2-⑦】

医療機関の災害対応マニュアルの整備について、策定、見直しを促すとともに、災害訓練や研修会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。

・避難行動要支援者対策の促進【1-③】

市町村において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする避難行動要支援者の名簿の適正な管理及び更新、避難支援等関係者との情報共有・相互連携を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりについての個別計画の策定の取組みを促進する。

・他都道府県との相互応援体制の強化【2-⑦】

大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。

災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMAT※の研修や訓練への参加を促進するなど、更なる充実・強化を図る。

※ 災害派遣医療チーム：災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム

・保健・福祉等の受入体制の整備【2-⑤】

被災地の被害状況や規模、住民の避難状況、被災地の健康ニーズや地域性、保健師の稼働状況等を考慮して、他の都道府県に対する保健師の応援、派遣要請の必要性を検討し、早期の受入れ体制の整備を図る。

・切れ目のない医療救護活動の推進【2-⑦】

災害発生から概ね48時間以内に活動するDMATから、急性期以降に活動を行う公的病院の医療救護班及びJMAT※へ円滑な引き継ぎを行い、切れ目のない医療救護活動を実施する。

※ 日本医師会災害医療チーム：主に災害急性期以降における避難所、救護所等での医療健康管理、被災地の病院・診療所への支援等を行う医療チーム

・被災者の健康を守る体制の整備【2-⑥・⑦】

災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等の公衆衛生関係者による心身のケア、インフルエンザなどの感染症、エコノミー症候群、高齢者の心身機能の低下の予防など、被災者の健康維持体制を整備する。

・被災地でのリハビリ支援【2-⑦】

JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）の一員として、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、避難所や避難生活において多発する生活不活発病※の予防のために、高齢者・障

患者等へのリハビリ支援ができるよう、具体的な支援に向け、検討を進める。

※ 災害のために動くに動けない状態で生活が不活発になり、全身のあらゆる心身機能が低下すること。新潟県中越地震（2004年）以来知られており、東日本大震災（2011年）においても多発した。

・ドクターヘリによる救命率の向上【2-②・⑤】

富山県ドクターヘリが被災地近くのランデブーポイントに着陸し、搭乗医師・看護師による現場での救命・救急治療活動を行うとともに、重篤・重症な被災患者を災害拠点病院等へ迅速に搬送し、救命率の向上や後遺症の軽減を図る。



ドクターヘリ

・災害医薬品等の備蓄【2-⑥】

各市町村及び医療機関とともに、平時より、災害発生直後から流通を通じて適切に供給されるようになるまでに必要な医薬品等（3日間程度）の備蓄に努める。

また、国の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、病原性の高い新型インフルエンザの発生に備え、県民の安全を確保するため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

・輸血用血液の確保【2-⑥】

医薬品等の安全情報収集・提供体制への支援、製造管理指導などによる医薬品等の品質・安定供給の確保に努める。また、血液の安定供給体制の確保のため、献血の普及啓発活動を行い、献血者確保の取組みを行う。

・災害拠点病院等の業務継続計画（BCP）の策定【2-⑤】

被災後、早期に診療機能を回復し、被災患者を含めた診療体制を確保するため、災害拠点病院等における業務継続計画（BCP）の策定、必要に応じた見直しを促進する。

（衛生管理）

・避難所等における衛生管理【2-⑥】

県・市町村・関係団体との連携強化による、避難所や住宅における衛生管理と防疫対策、被災者の健康支援の充実を図る。

避難者向けの感染症予防について、平時から、市町村等に情報提供等を行うとともに、災害時厚生センター活動マニュアル等を活用し普及啓発を行う。

また、発災時には、市町村等関係機関と連携し、避難所の感染症状況等の

把握に努め、感染症予防用のリーフレットの配布や手洗い指導の実施等により衛生管理を行う。

・消毒等の実施【2-⑥】

発災時における感染症法に基づく消毒等の指示について、迅速かつ的確に実施できるよう、厚生センターにおける地域災害医療連絡会議等を活用して市町村と防疫体制について協議・検討するほか、市町村が実施する防災訓練において消毒に関する資料を配布する等、平時から市町村と連携し防疫体制を強化する。

・飲料水の確保〔再掲：(2)住環境〕【2-⑥】

災害時に避難所等として用いられる重要公共施設のうち、飲用井戸により飲料水を確保している施設（水道未普及地域において避難所等に指定されている施設）については、市町村と連携し、監視指導や水質検査等の実施により衛生対策を強化する。

(4) 産業分野

(企業・事業所)

・小規模企業の持続的発展の推進【5-①】

地域における多様な主体との連携・協働により、地域経済と地域コミュニティを支える小規模企業の持続的な発展を推進する。

・中小・小規模企業の事業継続計画（BCP）策定支援の推進【5-①、8-⑥】

富山県中小企業団体中央会が平成24年度に策定した中小企業組合のBCPのモデルプランに係る事例集等を活用し、富山県新世紀産業機構において、他の中小企業への普及啓発を更に努めるとともに、商工会議所、商工会等が行うBCPに関する研修会の開催等を支援する。

・金融機関でのBCP策定、店舗の耐震化の推進【5-①、8-⑥】

金融サービスが確実に提供されるように、金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、関係機関と連携した災害時の情報通信機能・電源等の確保、BCP/BCM※構築の促進・向上を推進する。

※ 事業継続マネジメント Business Continuity Management リスクの発生によって生じる事業の中断に対し、必要なサービスレベルを戦略的に決定し、事業の継続を確保する経営管理手法

- ・毒物及び劇物の安全管理の促進【7-⑤】
毒物及び劇物取締法に基づき、災害時の応急措置等について、毒物等取扱事業者への指導や情報提供などによる事業者の安全管理の促進を図る。
- ・化学物質管理計画の策定の促進【7-⑤】
事業者に対して、化学物質管理計画策定ガイドライン（H19.3策定）の普及に努めるとともに、様々な機会を活用し、化学物質管理計画の策定の必要性を啓発する。
- ・高圧ガス防災・減災対策の促進【6-①、7-⑤】
高圧ガス事業所に対し、大規模地震等への防災・減災対策に関する危害予防規程の整備や災害訓練の実施を促進する。また、住宅等に設置されているLPガス設備についても、地震・風水害時の容器の転倒流出防止対策や安全機器の設置などの対策をとるようLPガス販売事業者に働きかける。
- ・被災企業に対する支援対策【5-①、8-⑤・⑥】
被害を受けた企業に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県等が事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。
- ・商工会・商工会議所と市町村による事業継続力強化支援計画作成の推進【5-①、8-⑥】
商工会又は商工会議所が、地域の防災を担う関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画作成し、知事が認定するなど、体制や取組の強化を図る。

（農林水産）

- ・食料の供給確保【5-③】
大規模災害発生時に、米穀、生鮮食品などの食料の迅速な調達及び供給を確保するため、JA全農とやま、卸売市場、関係業界等との情報収集と連絡体制の整備に努める。
- ・農地の災害対応力強化【5-③】
ゲリラ豪雨等による農作物の堪水被害の軽減を図るため、食料生産の基盤である農地についての排水改良等を実施し、水害への対応力の強化を図る。

また、地形的・自然的に厳しい環境にある中山間地域の山腹水路において、土砂災害等を未然に防止するための整備を推進する。

・基幹的農道の保全対策【1-①、2-①・②、5-①・③、6-④、8-⑥】

大規模災害発生時の農産物の円滑な流通と安全な通行を確保するため、計画的な農道施設の保全対策を推進する。

・農業水利施設の計画的な整備【5-③、6-②、7-④、8-③】

食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する基幹的農業水利施設の長寿命化対策を推進する。



長寿命化対策前



長寿命化対策後

・農地・農業水利施設等の保全【7-⑥】

農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、日本型直接支払制度（地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動等の支援）の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。



水路の目地補修

・森林の間伐や更新【1-⑤、7-⑥、8-④】

適正な林業活動により持続的に管理すべき森林について、森林所有者などが森林経営計画※を策定し、計画的な間伐や更新の実施などを促進する。

※ 森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的に作成するもの

・水資源の有効利用【6-②】

災害時のほか異常渇水時において、他の水利使用者と相互に協議、調整を行い、必要な農業用水を確保するため、必要に応じ渇水情報連絡会議等を開

催する。

(エネルギー)

・石油コンビナート等総合防災訓練の実施【1-①】

石油コンビナート等で予想される災害に対し、特定事業所、市町村、自衛隊、警察、消防等の関係機関が参加し、災害応急活動等の迅速化や効果的な協力体制の確立を図るため、実践的な訓練を実施する。(県内4カ所の特別防災区域から、毎年1カ所で実施)

・電力・ガスの災害対応力強化【2-①、4-①・②、5-①、6-①・②】

災害時における優先供給施設等への電力、燃料等の供給を確保するため、災害時受援計画の実効性を高めるほか、ライフライン事業者等との連携を密にするなど体制を整備する。

・再生可能エネルギーの活用【6-①】

富山県再生可能エネルギービジョン(H26.4策定)に基づき、重点プロジェクト等を着実に推進する。



農業用水を活用した小摺戸発電所

・発災時における燃料供給体制の整備【2-①・③・⑤】

災害時における緊急車両への給油や災害拠点病院等への燃料供給について、災害時受援計画の実効性を高めるほか、石油商業組合等との情報交換、連携を密にするなど、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

(情報通信)

・防災情報システムの整備充実【1-③・④・⑤・⑥、4-②】

災害監視や県民への防災情報の提供を行うため、これまでも河川情報システム※1、土砂災害警戒情報支援システム※2、海岸監視カメラなどの整備を行ってきたところであり、今後は河川監視カメラを追加設置するなど、防災情報システムの整備充実を図る。

※1 県下全域に設置された雨量計や河川水位計等のデータを収集・表示するシステム

※2 土砂災害警戒情報や土砂災害の危険性が高まった区域



河川情報システムのイメージ

の詳細情報を表示するシステム

・海岸域の情報伝達体制の充実【1-③、4-①・②】

津波発生時に津波警報発令など住民に迅速な避難を促す海岸域の市町村防災行政無線など情報伝達体制の充実を促進する。

・中山間地域における携帯電話不感エリアの解消【4-①】

中山間地域における不感エリアの解消に向け、携帯電話等エリア整備事業（携帯電話等の基地局施設（鉄塔、伝送路等））の整備を促進する。

・放送継続が可能となる体制の整備【4-①】

移動無線基地局車（災害時に通信復旧まで臨時の基地局の役割を果たすもの）や移動電源車の配備及び復旧資機材の確保に努め、事業継続計画（BCP）や災害対応マニュアルを策定し、携帯電話会社など関係機関と連携した訓練等を実施する。

・情報通信事業者の災害対応力強化【4-①・②】

災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置や携帯電話充電器の整備等を促進する。

・災害時における通信手段の確保【4-①・②】

災害時に情報収集する通信手段として、公衆無線LAN「TOYAMA Free Wi-Fi」の整備を推進する。

なお、大規模災害発生時においては、事業者が設置した公衆無線LANを無料開放することがガイドラインとして定められていることから、避難所等の防災拠点については、事業者による整備を働きかける。

・総合防災訓練の実施【4-①】

通信事業者や電力事業者の参加のもと、迅速な復旧活動や有効な代替手段を確保するための実践的な訓練を実施する。（年1回広域市町村エリアで実施）

・ICT技術等を活用した防災対策の推進【1-④・⑥、4-②、6-④、7-③、9-①】

オープンデータ※1・ビッグデータ※2やソーシャルメディアの活用も含めた、総合的な防災情報の収集と共有を図るとともに、インフラにおける先進

技術や5G※3の積極的な活用などスマートインフラへの進化を図り、防災対策を推進する。

※1 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするデータ

※2 ICT（情報通信技術）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ

※3 「超高速」「多数同時接続」「超低遅延」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システム

(5) 国土保全・交通物流分野

【国土保全】

(河川)

- ・洪水を安全に流すための治水対策の推進【1-④、2-①・②、6-④・⑤、8-③】

神通川、常願寺川、庄川、黒部川など世界でも有数の急流河川が多数あり、これまで幾度となく集中豪雨等により河川の氾濫等の大きな被害を受けてきたことから、河川改修やダムの整備（これまでに県営ダム16、国交省1ダム）による治水対策を進めてきたが、整備が必要な区間がまだ多く残っているため、引き続き、計画的かつ重点的に河川の整備（庄川大門地区侵食対策、神通川安野屋地区築堤、黒部川下立地区侵食対策、常願寺川利田地区侵食対策、小矢部川福町地区合流点処理など）や利賀ダム建設事業等のハード対策を推進するとともに、住民が避難する際に必要な情報となる洪水ハザードマップの作成支援や周知等のソフト対策もあわせて進める。

- ・災害の未然防止や軽減のための治水対策の推進【1-④、2-①・②、6-④・⑤、8-③】

流下断面が不足する築堤区間において、本格整備までの応急措置として、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の舗装等を進めるほか、伐木や浚渫などの災害の未然防止対策の推進や、水防資材の確保、河川巡視の強化に努め、浸水被害の軽減を図る。



河川改修の促進（横江宮川：小矢部市）



利賀ダム建設事業（南砺市）

- ・ダム管理施設の計画的な更新・改良【1-⑤、6-④・⑤、7-④、8-③】
ダムの安全性及び機能が長期にわたり保持されるよう、計画的な更新、改良を進める。
- ・河川管理施設及びダムの老朽化対策【1-④、6-④・⑤、7-④、8-③】
水門等の河川管理施設及びダムの機能が十分発揮されるよう長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に実施する老朽化対策を進める。



老朽化状況（松川水門）



- ・河川管理施設の耐震化【1-③、2-①・②、6-④・⑤、8-③】
これまで、水門等河川管理施設や河川堤防の耐震点検調査を実施したところであり、津波シミュレーション調査等の結果を踏まえ、計画的に堤防や水門、樋門等の河川管理施設の耐震化等を推進する。

（海岸）

- ・海岸保全施設の整備及び耐震化【1-③、2-①・②、6-④・⑤、7-②】
地震・津波・高潮・高波及び海岸侵食から国土を保全するため、国の直轄事業として下新川海岸保全施設整備事業を進めるほか、県においても富山海岸、伏木富山港海岸、宮崎漁港海岸等において離岸堤など海岸保全施設の整備や耐震化、老朽化対策を進める。



離岸堤の整備（富山海岸）

- ・海岸保全施設の老朽化対策【1-③、2-①・②、5-①・③、6-④、7-②、8-③】
海岸堤防、護岸等の海岸保全施設の機能が十分発揮されるよう、富山県海岸保全施設長寿命化計画（R1.6策定）に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に実施する。



護岸老朽化状況



護岸改良・ブロック嵩上げ

- ・海岸防災林の整備【1-③、2-①・②、5-①、6-⑤、7-②、8-③】

海岸部における飛砂・高潮及び高波などに対する緩衝帯としての機能を有する海岸防災林の整備を推進し、背後の農地等の保全を図る。



海岸防災林の整備

- ・放置艇対策の推進【7-②】

平成30年度現在、799隻の放置艇数が存在するが、新湊マリーナ、石田フィッシャリーナの整備を行うことにより、係留保管施設への誘導を図るなど、放置艇対策を推進する。



漁港内における船舶保管施設の整備（拡張）

- ・津波避難場所の確保等【1-③】

堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビル（指定済津波避難ビル50箇所）などの津波避難場所や、避難場所の方向・距離や海拔表示、想定される津波の浸水深を表示する津波避難誘導標識の設置などによる避難経路の確保を図る。

（農地）

- ・農業用排水施設の溢水被害防止対策【1-④、5-③、8-③】

農村地域における宅地化等を起因とした排水量増大に伴う溢水被害を未然に防止するため、国営附帯県営農地防災事業「庄川左岸地区」などにより、農業用排水施設（排水路、調整池等）を整備し、農村地域の防災力の向上を図る。



溢水被害防止対策前



溢水被害防止対策後



・ため池の整備【7-④】

決壊した場合に大きな被害が生じるおそれがある防災重点ため池について、詳細調査（耐震・豪雨）や老朽化状況を踏まえて総合的に判断し、緊急度の高いものから整備を実施する。また、放置されているため池の廃止を推進し、ため池決壊による災害リスクを除去する。



整備済みのため池

ソフト対策では、ため池マップを作成するとともに浸水想定区域図を周知するなど、緊急時の迅速な避難行動に繋げる対策を推進する。

・農地の保全【1-⑤、2-①・②、5-①、6-④、7-④】

地すべり被害の発生が懸念される地域を対象に、計画的な防止区域の指定、地すべりの誘因となる地下水の排除、押え盛土や鋼管杭の施工など着実な地すべり対策事業を実施し、農地等を保全する。

・農地の洪水防止機能の保全【1-④】

農業者の高齢化や後継者不足で耕作放棄地の増加が懸念されるなか、担い手への農地集積・集約化とともに農地の大区画化・汎用化整備による農地の確保を通じ、洪水防止機能（雨水を一時的に貯留）の保全を図る。

（森林）

・森林の適正管理と保全の推進【1-⑤・⑥、2-①・②、5-①、6-④、7-④・⑥、8-④】

森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

・森林の整備と防災機能の強化【7-④・⑥】

山地災害発生のおそれの高い箇所の把握や、保安林の適正な配備と併せ、山地防災力強化のため、治山施設の整備と森林整備による荒廃山地の復旧・予防対策や流木対策の整備等の治山対策を推進する。

(市街地・中山間地)

・市街地等の浸水対策の推進【1-④、2-①】

市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、下水道、排水路等の管理者が連携し、雨水貯留浸透施設や透水性舗装など総合的な浸水対策を推進する。

・短期的な浸水対策の推進【1-④、2-①】

河川等の抜本的な改修には多くの費用と時間がかかるため、短期的な対策として、学校のグラウンドを活用した貯留施設の整備や出水時の水門管理の徹底など、河川のみならず、流域全体での被害軽減策について、市町村等と連携し、ハード・ソフト両面から取り組みを進める。



グラウンド貯留事業 (富山西高校)



平常時

貯留時

・地籍調査の推進【6-④、8-⑤】

地籍調査の進捗率が**28.8%** (**H30年度**) と全国平均の**52%**を下回っており、被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

・孤立集落対策資機材の整備【2-②】

孤立の可能性のある集落に対し、非常時の通信手段の確保に必要な衛星携帯電話などの通信機器や、応急対策に必要な発電機などの防災資機材の整備を支援する。

(土砂災害等の対策)

- ・土砂災害等に対する防災意識の向上【1-⑤、7-④】

土砂災害警戒区域※等の指定や、これに先立つ基礎調査結果の公表により、土砂災害の危険性を周知するとともに、住民参加の防災訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。

※ 土砂災害等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定する。

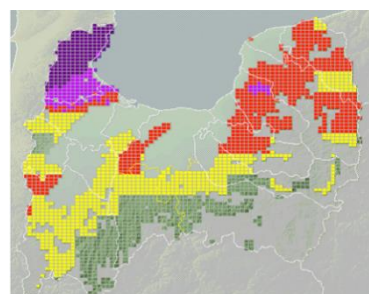


防災訓練の実施

- ・土砂災害等に対する警戒避難体制の整備【1-⑤、7-④】

市町村における、土砂災害ハザードマップ（現在14市町作成）の公表や警戒避難体制の整備を促進するとともに、市町の避難勧告等の判断を支援するため、土砂災害警戒情報支援システムを改修するなど、土砂災害警戒情報等の適時・適切な発表と伝達を行う体制を整備、強化する。

要配慮者への対応も含め住民自らが地区や個人の実情を踏まえ、ハザードマップや地区防災計画の作成・見直しを行うことで警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保する。



危険度状況図の細分化

(従来5kmメッシュ⇒1kmメッシュを追加)

- ・土砂災害等に対する災害対応能力の向上【1-⑤、7-④】

深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供する体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施するなど、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る。

- ・土砂災害等の対策の推進【1-⑤、2-①・②・③・⑤、3-②、4-①、5-①・③、6-④】

大規模な荒廃地域であり常願寺川下流域への土砂流出のおそれのある立山カルデラなどの急流河川の上流域において、国の直轄事業として立山砂防事業などを進めるほか、土砂災害危険箇所※1における土砂災害等の被害を最小限に抑えるため、砂防事業※2、地すべり対策事業※3、急傾斜地崩壊対策

事業※4等による整備を推進し、保全対象人家数が多い箇所、要配慮者利用施設※5、避難路・避難施設、重要な交通網及び災害時の拠点施設等に対する安全の確保を図る。

また、河道閉塞による湛水等の大規模土砂災害の発生に備えた防災対策を国と連携して推進する。

富山県における土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所		
4,947箇所	うち人家5戸以上等ある箇所	
	1,804箇所	土石流危険渓流556渓流 地すべり危険箇所（国交省所管分）244箇所 急傾斜地崩壊危険箇所1,004箇所



砂防堰堤の整備
(魚津市長引野東谷)



急傾斜地崩壊対策事業
(高岡市・城光寺地区)



地すべり対策事業
(氷見市・胡桃地区)

- ※1 国の調査要領に基づき都道府県が実施した調査により抽出された土砂災害の恐れがある箇所
- ※2 流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする事業
- ※3 人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする事業
- ※4 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする事業
- ※5 高齢者・障害者・乳幼児など特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

・砂防関係施設の老朽化対策【6-⑤、7-④】

砂防堰堤、集水井、待受擁壁などの砂防関係施設について長寿命化計画に基づき計画的に老朽化対策を実施する。

・治山関係施設の老朽化対策【6-⑤、7-④】

治山堰堤や山腹工などの治山関係施設の長寿命化計画を策定し、機能及び

性能を維持・確保する。

(雪崩対策)

- ・雪崩対策の実施【1-⑥、2-①・②・⑤、6-④】

雪崩から集落の安全や道路の通行を確保するため、雪崩防護柵等の整備を進める。



雪崩防護施設 (スノーキーパー)

(火山防災対策)

- ・火山防災対策の推進【1-⑤、7-④】

弥陀ヶ原火山における火山災害警戒地域の周知により、防災意識の向上を図るほか、火山防災マップの作成支援や避難計画の策定等、観光客や登山者の安全確保体制の整備を促進する。

【交通物流】

(道路)

- ・災害に強い道路ネットワークの整備【1-①・③、2-①・②・⑤、5-①・②・③、6-④、9-①】

安全安心で利便性の高い道路ネットワークの整備を引き続き進めるとともに、災害時の円滑な避難や迅速な人命救助、事前通行規制区間の回避等のため、緊急輸送道路※や避難路となる一般国道8号（豊田新屋立体、六家立体、入善黒部バイパス、俱利伽羅地区）や一般国道41号（猪谷楡原道路、大沢野富山南道路）など県内主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。

※ 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

- ・代替性確保のための東海北陸自動車道の整備〔再掲：(10)太平洋側のリダンダンシーの確保〕【5-①・②、6-④、9-①】

東海北陸自動車道は、国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」(R1.9策定)において、4車線化優先整備区間に位置付けられており、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に広域支援ルートともなることから、救援物資等の大量輸送への対応・リダンダンシー機能の強化につながる早期全線4車線化に向けて、国や高速道路会社等に対し強く働きかけ、整備促進を図る。

- ・地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急通行確保路線等に架かる橋梁の耐震化【1-①、2-①・②・⑤、5-①・②・③、6-④、9-①】

県管理道路における重要橋梁（橋長15m以上）について、落橋・倒壊を防止するレベルでの対策が完了したことから、第1次緊急通行確保路線上の重要橋梁について、地震による損傷が限定的に留まり、速やかな機能回復が可能なレベルでの対策を推進する。
- ・避難路等を確保するための取組みの促進（道路斜面崩壊防止対策）【1-④、2-①・②・⑤、5-②、6-④、7-④】

道路防災総点検に基づく要対策箇所について落石、落盤等の対策を引き続き進めるとともに（要対策箇所における道路法面の対策率35.4%：H30）、地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保するための取組みを促進する。
- ・市街地や観光地等における道路の無電柱化の推進【1-①、4-①、6-①】

電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進するとともに、景観にも配慮し、市街地や観光地等の道路で必要性及び整備効果が高い箇所について、無電柱化を推進する。
- ・道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災拠点化）【2-①、3-②】

災害時に避難所や防災拠点となり得る道の駅（県内15箇所）について、設置者である地元市町へ防災拠点化を働きかける。
- ・都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備の推進【1-①、7-①】

富山駅付近の在来線の高架化やあいの風とやま鉄道線新駅へのアクセス道路等の整備を促進し、安全で円滑な交通確保を図るとともに、災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の整備や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する。
- ・道路の雪寒対策の推進【1-⑥、2-①・②・⑤、5-②、6-④】

降積雪等により道路交通に支障をきたさないように道路の除排雪等を適切に実施するほか、安定的な除雪体制を維持するため、除雪オペレーターや除雪機械の確保に努める。その他、雪と汗のひとかき運動や住民等の協力による歩道除雪など県民との協働による除雪を推進する。

- ・雪寒対策における道路施設整備の推進【1-⑥、2-①・②・⑤、5-②、6-④】

安全で円滑な道路交通を確保するため、スノーシェッドや雪崩予防柵等の整備、幅員の狭い道路における堆雪帯の設置、消雪施設の更新等を推進する。

- ・情報収集・共有体制の強化【3-①、4-②】

発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の活用や、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。



交通情報板

- ・信号機電源付加装置等の更新【2-③、3-①、7-②・③】

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機等に電力供給する信号機電源付加装置等の更新及び可搬式発動発電機接続対応信号機の普及を推進する。



信号機電源付加装置

- ・緊急輸送道路を補完する林道の整備【2-①・②、5-①、6-④】

緊急輸送道路を補完（災害時に迂回路として活用）するため、地域森林計画の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている宮崎・蛭谷線などの林道の整備を推進する。



林道 宮崎・蛭谷線

(港湾)

- ・港湾機能の早期回復を図るための関係機関等との連携の強化【2-①、5-①・②、6-④、7-②】

災害時において伏木富山港の機能が早期に回復するよう、伏木富山港港湾BCP（H26.12策定）に基づく訓練を定期的実施し、指揮命令系統、港湾関係者の役割の明確化や港湾周辺施設の資機材状況等の情報共有など関係機関との連携強化を推進する。

- ・港湾施設の機能強化【2-①、5-①・②、6-④、7-②、9-①】

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、被

災を受けた太平洋側港湾の代替として、伏木富山港が機能するよう、国際物流ターミナルの更なる整備など港湾機能の強化を図るとともに、名古屋港等の太平洋側港湾との連携体制を確立する。

さらに、伏木富山港や魚津港において、海上輸送拠点・防災拠点となるよう、伏木富山港（富山地区）における耐震強化岸壁の整備など、災害時における緊急物資輸送の確保を図るため、岸壁・橋梁等の港湾施設の耐震化・長寿命化を推進する。

※ 耐震強化岸壁については、伏木富山港（伏木地区、新湊地区）、魚津港において整備済



(漁港)

- ・漁港施設の機能強化【2-①・②、5-①、6-④、7-②】

県営5漁港（氷見、新湊、滑川、黒部、宮崎）において、防災拠点となる氷見漁港、宮崎漁港では、既に耐震強化岸壁が整備済であるが、他の漁港施設についても、機能診断（耐震耐波性能の調査）の結果を踏まえ、耐震耐波対策を推進する。

(鉄道)

- ・北陸新幹線の冬季間の安定運行【1-⑥、9-①】

散水消雪設備、温水パネル融雪設備、温水ジェット設備などによる継続的な冬季間の安定した列車確保などの機能向上を国に働きかける。

- ・北陸新幹線の機能確保【5-①・②、6-④、9-①】

北陸新幹線の運行を確保するため、水害が想定される場合の車両の退避や車両センター等への浸水対策等の取組みの促進を国や鉄道事業者に働きかける。

- ・北陸新幹線の早期復旧等に向けた取組み【5-①・②、6-④、9-①】

北陸新幹線が被災した際には、航空会社や鉄道事業者など関係機関に臨時便の設定など、当面の代替措置を要請し、その情報発信に努めるとともに、

国や鉄道事業者に、早期の完全復旧等を要請する。

・あいの風とやま鉄道の鉄道施設の保守管理【9-①】

並行在来線は、隣県会社と相互乗り入れを行うことや暫定的に指令の受委託を行うことから、隣県会社間で安全確保が図られるよう連携、調整しながら鉄道施設や電気設備の保守管理を行う。

・あいの風とやま鉄道の運行管理システム【2-④、9-①】

本県の並行在来線は、県内を東西に走る幹線鉄道であり、災害または緊急時においても安定した運行管理が重要である。列車の運行管理を行う指令システムは、単独の新指令システムを運用しているが、異常時の対応方法等について、隣県会社などと連携協力しながら運行管理を行っていく。

・あいの風とやま鉄道の経営安定と利用促進に向けた取組み【9-①】

初期投資に対する支援のほか、県、市町村、民間企業からの拠出等による経営安定基金の設置等により、並行在来線の経営安定を図っていく。また、県、市町村、経済団体、利用者団体などからなるあいの風とやま鉄道利用促進協議会において効果的な利用促進策について協議し、必要な支援を行っていく。

・あいの風とやま鉄道の機能確保【5-①・②、6-④、9-①】

並行在来線の運行を確保するため、高架化された富山駅への車両の退避等の浸水対策等の取組みを検討する。

・あいの風とやま鉄道の早期復旧等に向けた取組み【5-①・②、6-④、9-①】

並行在来線が被災した際には、代替バスの設定など、あいの風とやま鉄道に対し当面の代替措置を要請し、その情報発信に努める。また、早期の全面復旧のため経営安定基金等による支援を検討するとともに国に対し支援を要請する。

・城端線、氷見線、高山本線の機能確保【5-①・②、6-④、9-①】

城端線、氷見線、高山本線の運行を確保するため、水害が想定される場合の車両の退避や車両基地等への浸水対策等の取組みの促進を国や鉄道事業者に働きかける。

・城端線、氷見線、高山本線の早期復旧等に向けた取組み【5-①・②、6-④、9-①】

城端線、氷見線、高山本線が被災した際には、代替バスの設定など、鉄道事業者に対し当面の代替措置を要請し、その情報発信に努めるとともに、国や鉄道事業者に、早期の全面復旧等を要請する。

・安全輸送設備等の整備促進【9-①】

全国各地で安全輸送設備等の整備に係る要望が増加している中、鉄道事業者が計画している設備整備が予定どおり実施できるよう、国において十分な予算確保を働きかけるとともに、県においても沿線市町村とともに支援を行い、安全性の向上を図る。

・鉄道の老朽化対策・存続支援【9-①】

あいの風とやま鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進める。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する。

・地域交通ネットワークの確保・充実【6-④】

北陸新幹線開業などの環境変化を踏まえた富山県地域交通ビジョン（H27年度策定）に基づき、持続可能で多様な地域交通サービスの実現を図る。

(空港)

・富山きときと空港の老朽化対策【5-①・②、6-④、9-①】

空港土木施設及び空港機能施設が急激に高齢期を迎えることから、安全・安心な運航を確保するため、富山空港維持管理・更新計画書に基づき、施設の維持管理及び計画的な更新を進める。

・富山きときと空港の機能確保【5-①・②、6-④、9-①】

空港の機能を確保するため、関係機関が気象、神通川の水位等の情報を共有し連携を図るなど、各機関の防災体制の強化を行う。

・空港機能の早期復旧体制の構築【5-①・②、6-④、9-①】

関係機関との情報伝達訓練等により情報共有体制を充実させることで、発災後の空港機能の早期復旧に備える。

- ・国内外の航空ネットワークの充実【6-④、9-①】

富山ー東京便の維持存続及び関西・九州・沖縄等への新規路線の開設、環日本海・アジア地域を中心とした国内外の航空ネットワークの強化により、他の交通インフラの代替機能を維持・充実させる。

- ・運航の安全性や就航率の向上【9-①】

現在、鋭意開発が進められているGPSを活用した新たな着陸誘導システム（GBAS）（Ground-Based Augmentation System 地上型衛星航法補強システム）の開発促進、早期導入を国に働きかけ、更なる運航の安全性や就航率の向上を図る。

（緊急輸送対策）

- ・緊急輸送ネットワークの整備【2-①・②、5-②】

災害時の広域的な緊急物資の輸送等の役割を担うため、関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

＜2＞ 横断的施策分野

（6）リスクコミュニケーション分野

（地域防災力の向上）

- ・津波災害対策資機材の整備【1-③】

浸水想定区域内の津波災害対策を促進するため、自主防災組織による津波災害対策資機材（ライフジャケット、ゴムボート、通信機器等）の整備を支援する。

- ・自主防災組織の結成促進【1-①・②・③・④・⑥、7-①、8-④】

地域防災の要となる自主防災組織の組織化を促進するため、自主防災組織の必要性や、活動事例に関する研修、各地域の危険個所を把握するための実習等を実施する。

- ・地域防災力の基盤強化【1-①・②・③、7-①】

地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織が実施する、住民が主体となった実践的で地域の特性に応じた初期消火、応急救護、避難訓練の実施や災害時に効果的な活動をするための資機材（可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、トランシーバー、リヤカー等）の整備を支援する。

- ・津波を想定した避難訓練の実施【1-③、7-①】
津波避難対象地域の自主防災組織が実施する津波災害を想定した訓練に対して支援する。
- ・土砂災害を想定した避難訓練の実施【1-⑤】
市町村等が実施する土砂災害を想定した訓練に対して支援する。

(学校の防災機能強化)

- ・学校の防災機能の強化〔再掲：(1)行政機能・防災教育〕【4-②】
モデル校に学校安全アドバイザー（防災士等）を派遣し、危機管理マニュアルや避難訓練が実践的になるよう見直し、モデル地域に普及啓発することで、地域の学校の防災機能を強化する。

(避難支援等)

- ・避難行動要支援者対策の促進〔再掲：(3)保健医療・福祉〕【1-③】
市町村において、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする避難行動要支援者の名簿の適正な管理及び更新、避難支援等関係者との情報共有・相互連携を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりについての個別計画の策定の取組みを促進する。
- ・福祉避難所の整備促進〔再掲：(3)保健医療・福祉〕【2-⑦】
一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所の指定の促進を図る。
- ・外国人住民への支援【2-⑦】
各市町村において、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

(7) 人材育成分野

(人材の育成等)

- ・消火・救助技術の向上【2-③】
高さ45mの主訓練棟や深さ10mの水深可動型潜水プールなど、全国トップクラスの訓練施設を備えた広域消防防災センターにおける実践的な研修・訓

練の実施により消火・救助技術の向上を図る。

・消防人材・消防団員等の育成【2-③】

複雑・多様化する災害に対応するため、消防学校においてドローンを活用した救助訓練等教育訓練の充実を図るなど、消防職員及び消防団員等の対応能力を高める。

・女性消防団員等の確保【2-③】

地域防災力の充実強化を図るため、女性消防団員や機能別団員の入団促進及び体制の充実に対する支援等により、団員の確保及び消防団の活性化を図る。



女性消防団活動事例集

・医療・介護人材の育成【2-⑤】

災害時に、医療や介護に携わる人材の絶対的不足による被害の拡大を生じないよう、医師会、歯科医師会、看護協会、介護福祉士会などの関係機関と連携し、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むほか、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

・保健・福祉人材の災害対応能力の向上【2-⑤】

保健師や地域包括支援センター職員等に対する研修・訓練による、公衆衛生関係者や福祉人材の災害対処能力の向上を図る。

・災害医療人材の育成【2-⑦】

圏域毎に医療・保健・福祉分野の災害医療コーディネーター※を養成、配置し、発災後、刻々と変化する状況に対応可能な医療救護体制を整備する。

※ 災害医療コーディネーター：被災地におけるDMAT、医療救護班等の派遣及び配置における助言及び調整等を行う。災害医療に精通し、かつ、富山県の医療の現状について熟知している者から県が委嘱する。

・建設業の人材確保・育成【1-⑥、6-⑤、8-②・⑤】

地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の確保・育成を図るため、建設業界団体と連携して、建設業の魅力を発信するとともに技術者の育成を支援する。併せて、労働環境の整備や、工事施工時期の平準化などを通じて企業の収益性を上げるなど、将来に渡って希望と誇りの持てる建設業の確立

を支援する。

・防災人材の育成・確保【1-①・②・③・④・⑤・⑥、8-②】

地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、自主防災アドバイザー、防災士、富山県防災シニアエキスパート、富山県砂防ボランティア、農村災害ボランティア）を育成・確保する。

・防災・危機管理機能の強化、地域防災力の向上〔再掲：(1)行政機能・防災教育〕【3-②、4-①、4-②】

防災・危機管理センター（仮称）の整備について、十分な耐震・耐浸水性能を確保しつつ、常設の災害対策本部等を設置するとともに、県庁各部署、国、市町村等と密接に連携するためのスペース、自衛隊、警察、消防及び関係機関等が活動する受援スペースを確保する。

また、自助や共助による地域防災力の向上を図るため、平時には、県民の防災意識の普及・啓発のほか、防災士をはじめとする地域の防災リーダー等の育成・スキルアップのための研修や交流を図る場を提供する。

・災害救援ボランティアコーディネーター等の育成【8-②】

災害時にボランティアの受入れや活動の調整を行う災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー（224名（H30））の計画的な育成や資質向上を図る。

・被災建築物応急危険度判定士等の確保・育成【7-④】

大地震の後の二次災害を防止するため、被災した建築物や宅地を調査し、倒壊や外壁・窓ガラス等の落下や宅地崩壊等による危険性を判断する被災建築物応急危険度判定士（1,052名H31.3.31現在）、被災宅地危険度判定士（267名H31.3.31現在）の確保と人材育成のため、登録講習会や現場研修会を実施する。また、応急危険度判定の実施体制を整備するため、市町村・建築関係団体との連携強化に努める。

・応急仮設住宅の建設技術講習会の実施【8-⑤】

大規模災害発生後、被災者に提供される応急仮設住宅の建設を円滑に進めるため、関係団体が実施する建設技術講習会に対して支援を行い、その体制整備や人材の育成を行う。

- ・自主防災組織の育成強化【1-①・②・③・④・⑥、7-①、8-④】

自主防災組織の活動活性化を促進するため、自主防災組織のリーダーを対象に先進的な組織の活動事例の紹介、避難所運営の実習等、より実践的な研修を実施する。

(8) 官民連携分野

(連携体制の構築)

- ・総合防災訓練の実施〔再掲：(1)行政機能・防災教育〕【1-①・②・③・④・⑤・⑥、7-①】

複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、県民への防災思想の普及啓発を図るため、市町村、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び建設業協会等

の民間や地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。



多重衝突事故からの救助救出訓練

- ・石油コンビナート等総合防災訓練の実施〔再掲：(4)産業〕【1-①】

石油コンビナート等で予想される災害に対し、特定事業所、市町村、自衛隊、警察、消防等の関係機関が参加し、災害応急活動等の迅速化や効果的な協力体制の確立を図るため、実践的な訓練を実施する。（県内4カ所の特別防災区域から、毎年1カ所で実施）

- ・災害時応援協定締結による連携体制の整備【2-①・④】

国、地方公共団体、防災関係機関、民間との災害時における応援協定締結（日本フランチャイズチェーン協会加盟10社との帰宅困難者支援、看護協会・薬剤師会等との医療救護、建設業協会等との災害時における応急対策業務などを締結）等により、災害時の物資調達・搬送、ボランティアの円滑な受け入れなどに係る連携体制を整備する。

- ・警察医会・医師会等との連携体制の構築【2-③】

被災時における多数の遺体の身元確認等に対応するため、警察医会、医師会、歯科医師会及び関係機関・団体との連携体制の構築を図るとともに、総合防災訓練の実施等を通じてその実効性を高める。



身元不明遺体への対応訓練

・シェイクアウトとやまの実施【1-①、7-①】

県民の防災意識の向上を図るため、地震発生時の落下物等から身を守る「県民一斉防災訓練～シェイクアウトとやま～」を実施する。

※ 県民一斉訓練は、①姿勢を低く、②頭を守り、③動かない(1分程度)という、地震発生時に身を守るための安全行動を行う防災訓練

・商工会・商工会議所と市町村による事業継続力強化支援計画作成の推進〔再掲：(4)産業〕【5-①、8-⑥】

商工会又は商工会議所が、地域の防災を担う関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画作成し、知事が認定するなど、体制や取組の強化を図る。

(情報の共有)

・土砂災害等に対する災害対応能力の向上〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【1-⑤、7-④】

深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供する体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施するなど、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る。

(9) 老朽化対策分野

(農業水利施設等)

・農業水利施設の計画的な整備〔再掲：(4)産業〕【5-③、6-②、7-④、8-③】

食料の安定供給のほか多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する基幹的な農業水利施設の老朽化対策を推進する。



排水ポンプの補修

(道路)

・道路施設の老朽化対策【5-②、6-④】

橋梁、トンネルなど道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画や5年に1回の法定点検に基づき策定する修繕計画等を踏まえ、計画的に補修等を推進する。

橋梁の老朽化対策（再塗装）



（海岸・河川・砂防等）

- ・海岸保全施設の老朽化対策〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕 1－③、2－①・②、5－①・③、6－④・⑤、7－②、8－③】

海岸堤防、護岸等の海岸保全施設の機能が十分発揮されるよう、富山県海岸保全施設長寿命化計画（R1.6策定）に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に実施する。



護岸老朽化状況



護岸改良・ブロック嵩上げ

- ・河川管理施設及びダムの老朽化対策〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【1－④、6－④・⑤、7－④、8－③】

水門等の河川管理施設及びダムの機能が十分発揮されるよう長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に実施する老朽化対策を進める。



老朽化状況（松川水門）



- ・砂防関係施設の老朽化対策〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【6－⑤、7－④】

砂防堰堤、集水井、待受擁壁などの砂防関係施設について長寿命化計画に基づき計画的に老朽化対策を実施する。

- ・情報システムの計画的な更新【1－③・④・⑤・⑥、4－①・②、6－⑤、7－④】

河川情報システム、土砂災害警戒情報システム、海岸監視カメラなどについて、市町村や住民に提供する情報の信頼性を確保・維持するため、システムが正常に機能するよう保守や機器更新を計画的に進める。

(港湾・漁港)

- ・港湾施設の老朽化対策【2－①、5－①・②、6－④、7－②、9－①】

港湾施設の必要な機能を維持するため、維持管理計画等に基づき、岸壁の補修や防食など港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、岸壁の更新など、港湾施設の計画的な更新に努める。



港湾岸壁の防食機能維持

- ・漁港施設の老朽化対策【2－①・②、5－①、6－④、7－②】

老朽化が進む漁港施設の長寿命化を図りつつ更新コストを平準化するため、機能保全に必要な補修工事（保全工事）を実施する。

(治山)

- ・治山関係施設の老朽化対策〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【7－④】

治山堰堤や山腹工などの治山関係施設の長寿命化計画を策定し、機能及び性能を維持・確保する。

- ・利用者の安全対策（利用施設脆弱化対応）【7－④・⑥、8－④】

自然環境の持つ防災・減災機能を維持するため、自然環境整備計画にのっとり、計画的に自然公園施設の整備を図る。

(住環境)

- ・県営住宅の老朽化対策【1－①】

富山県営住宅等長寿命化計画（R2.3策定予定）に基づき、定期的に点検を実施し、予防保全的な維持管理に努めるほか、経年劣化が進みやすい外壁や

給排水管を中心に耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施する。

- ・都市公園の老朽化対策【1-①・②、7-①】

公園施設の安全で快適な利用を確保するため、公園施設長寿命化計画（H25.9策定）に基づき、避難地等となる公園、緑地等における老朽化対策を推進する。



公園施設の機能維持（県営富山野球場）

- ・下水道施設の老朽化対策【2-⑥、6-③、7-⑤、8-③】

限られた予算で確実な下水処理を実施するため、ストックマネジメント計画（H30.3策定）に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を推進する。



下水道施設の機能維持

（管更生工法）

- ・上水道および工業用水道施設の老朽化対策【6-②、7-①】

上水道及び工業用水道の送配水管路は、布設後40年以上経過しているものが約8割を占めており、安定供給を図る観点から、計画的かつ着実に送配水管路の更新を進める。

（鉄道）

- ・鉄道の老朽化対策・存続支援〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【9-①】

あいの風とやま鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進める。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する。

（空港）

- ・富山きときと空港の老朽化対策〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【5-①・②、6-④、9-①】

空港土木施設及び空港機能施設が急激に高齢期を迎えることから、安全・安心な運航を確保するため、富山空港維持管理・更新計画書に基づき、施設の維持管理及び計画的な更新を進める。

(市町村に対する技術的支援)

・市町村に対する技術的支援【8-②】

社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足など維持管理に課題を抱えていることから、県主催の維持管理に係る技術研修に市町村職員も参加するなど市町村に対する技術的な支援を推進する。



橋梁点検技術研修会

(適切な維持管理)

・公共施設等の総合的かつ計画的な管理【3-②】

今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、公共施設等総合管理方針（[H30.7改定](#)）に基づき、公共施設等の全体を把握し、長寿命化計画により必要な対策を着実に実施していくとともに、施設の種別毎の性質や利用状況、国・市町村・民間との役割分担なども踏まえ、公共施設等を適切に管理していく。

・長寿命化計画等に基づく維持管理・更新【1-①・②・③・④・⑤・⑥、2-⑥、5-②、6-③・④・⑤、7-①・②・③・④・⑥、8-③、9-①】

県では公共土木施設や農林水産関係インフラ施設等について長寿命化計画等を策定しており、計画に基づき維持管理（点検含む。）・更新を計画的に推進する。

※長寿命化計画等の策定状況

公共土木施設：橋梁（[H29.2改定](#)）、都市公園（H25.9）、流域下水道（[H30.3](#)）、水門等河川管理施設（H27.2）、ダム（[R1.6](#)）、港湾施設（H28.3）、[砂防設備（H30.3）](#)、[地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設（R1.6）](#)、[海岸保全施設（R1.6）](#)

農林水産関係：基幹的農業水利施設（H18～H21）、県営漁港（H23.3）

その他：空港（空港土木施設）（H26.9）

**(10) 太平洋側のリダンダンシーの確保分野
(道路ネットワーク)**

- ・代替性確保のための東海北陸自動車道の整備【5-①・②、6-④、9-①】

東海北陸自動車道は、国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」(R1.9策定)において、4車線化優先整備区間に位置付けられており、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に広域支援ルートともなることから、救援物資等の大量輸送への対応・リダンダンシー機能の強化につながる早期全線4車線化に向けて、国や高速道路会社等に対し強く働きかけ、整備促進を図る。

- ・代替性確保のための地域高規格道路等の整備【5-①・②、6-④、9-①】

災害時における広域交通ネットワークの強化のため、地域高規格道路である富山高山連絡道路（一般国道41号猪谷楡原道路、大沢野富山南道路）、富山外郭環状道路（一般国道8号豊田新屋立体）、高岡環状道路（一般国道8号六家立体、(主)高岡環状線）の整備促進を図るとともに、避難、復旧支援活動に寄与する追加ICの設置に向けて国や高速道路会社等とも連携し、早期の実現を目指す。



ネットワークの代替性確保

(海上輸送ネットワーク)

- ・災害時における海上輸送ネットワーク確保のための連携体制の構築【5-①、9-①】

伏木富山港には定期航路が5航路※就航しており、日本海側の物流拠点として大きな役割を担っている。また、三大都市圏からほぼ等距離にあり、いずれも複数の高速道路ルートで結ばれ、3～4時



太平洋側主要港湾の代替機能

間圏内にあることから、三大都市

圏における港湾のいずれの代替機能も果たすことが可能である。

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、被災を受けた太平洋側港湾の代替として、伏木富山港が機能するよう、国際物流ターミナルの更なる整備など港湾機能の強化を図るとともに、名古屋港等の太平洋側港湾との連携体制を確立する。

※ ロシア極東航路、韓国航路、中国・韓国航路、中国航路、ロシア極東RORO船航路

(北陸新幹線)

・北陸新幹線の整備促進【9-①】

敦賀・大阪間について、東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくりのため、必要な整備財源を確保の上、環境アセスメント手続き終了後、切れ目なく着工し、北海道新幹線・札幌開業（R12年度末）頃までの大阪開業の実現に向け、政府等関係機関に対し強力に働きかけていく。



北陸新幹線（富山駅）

・北陸新幹線の機能確保〔再掲：(5)国土保全・交通物流分野〕【5-①・②、6-④、9-①】

北陸新幹線の運行を確保するため、水害が想定される場合の車両の退避や車両センター等への浸水対策等の取組みの促進を国や鉄道事業者に働きかける。

・北陸新幹線の早期復旧等に向けた取組み〔再掲：(5)国土保全・交通物流分野〕【5-①・②、6-④、9-①】

北陸新幹線が被災した際には、航空会社や鉄道事業者など関係機関に臨時便の設定など、当面の代替措置を要請し、その情報発信に努めるとともに、国や鉄道事業者に、早期の完全復旧等を要請する。

(貨物物流ネットワーク)

・貨物物流ネットワークを担う重要な役割を踏まえた並行在来線への支援策の確保・充実の働きかけ【9-①】

北陸の並行在来線は、全国の広域、幹線物流ネットワークを支える重要な役割を担っていることなど



日本海を縦断する貨物列車

を踏まえ、その持続可能な経営が行えるよう、国に対し、経営安定化に必要な支援策の確保・充実について、引き続き働きかけていく。

また、貨物物流ネットワークの維持、広域物流機能が持続できるよう会社間の調整などを国に働きかけていく。

(国内外の航空ネットワーク)

- ・国内外の航空ネットワークの充実〔再掲：(5)国土保全・交通物流〕【6-④、9-①】

富山ー東京便の維持存続及び関西・九州・沖縄等への新規路線の開設、環日本海・アジア地域を中心とした国内外の航空ネットワークの強化により、他の交通インフラの代替機能を維持・充実させる。



航空ネットワーク

(本社機能の誘致・企業立地)

- ・本社機能の誘致・企業立地【9-①】

地方創生とともに、国全体の強靱化に資する観点から、北陸新幹線延伸等の機会を活かし、首都圏や関西圏、中京圏等に立地する企業の本社機能等を、災害に強い富山県へ誘致する取組みを進める。

6.3 重要業績指標一覧表

施策分野	指標	現況値	目標値	「起きてはならない最悪の事態」
①行政機能・防災教育分野	県有施設全体の耐震化対象施設の耐震化率	99.6%	100%	3-②
	総合防災訓練	実施	実施	1-①
	国土強靱化地域計画を策定している市町村数	1	15	1-①
②住環境分野	住宅の耐震化率	72.0%(H25)	89.0%	1-①
	下水道処理人口普及率	85.3%	91.0%	1-④
	市町村等との災害廃棄物対策訓練の実施回数	実施	年1回以上	8-①
	市街地再開発事業等が完了した地区の区域面積	18.69ha	20.83ha	1-①
	地域ぐるみ除排雪を推進している地区数	315地区	340地区	1-⑥
	文化財建造物の耐震化及び防火設備の整備件数	24件	28件	8-④
③保健医療・福祉分野	在宅障害児者を受け入れる避難スペースを有する事業所数	3箇所	8箇所	2-⑦
	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の操作訓練の参加人数	446人	800人	2-⑤
	医療機関の災害対応マニュアルの策定率(災害拠点病院以外)	77.0%	100%	2-⑤
	災害発生直後の3日間程度の医療救護活動に必要な災害用医薬品の備蓄	確保済みを維持	確保済みを維持	2-⑥
	厚生労働省が示す抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の備蓄	確保済みを維持	確保済みを維持	2-⑥
④産業分野	大区画ほ場整備面積	5,209ha	6,020ha	5-③
	水田汎用化整備面積	34,449ha	36,000ha	5-③
	機能保全計画に基づいた水路整備延長	63km	79km	6-②
	多面的機能支払(農地維持支払)に取り組む集落数	1,418集落	1,560集落	7-⑥
④産業分野	県産材素材生産量	97千㎡	138千㎡	7-⑥
	森林経営計画策定面積	33,898ha	42,060ha	7-⑥
	石油コンビナート等事業者との総合防災訓練の実施	実施	実施	6-①
	小水力発電所の整備箇所数(累計)	48箇所	56箇所	6-①
	TOYAMA Free Wi-Fiのアクセスポイント(AP)の数	149	195	4-②
⑤国土保全・交通物流分野	河川整備延長	421.5km	426.0km	1-④
	海岸整備率	86.0%	87.8%	1-③
	海岸防災林整備延長	6,538m	6,827m	1-③
	防災重点ため池整備箇所数	18箇所	48箇所	7-④
	農地地すべり危険箇所の整備数	89区域	91区域	1-⑤
	間伐実施面積(累計)	36,730ha	44,207ha	7-⑥
	保安林の指定面積(累計)	92,536ha	93,574ha	7-⑥
	森林境界画定実施面積(累計)	5,084ha	10,760ha	7-⑥
	山地災害危険地区着手箇所数(累計)	1,438箇所	1,453箇所	1-⑤
	地籍調査事業の進捗率	28.8%	30.4%	8-⑤
	土砂災害危険箇所の整備箇所数(累計)	623箇所	660箇所	1-⑤
	改良済みの道路延長	2,213.7km	2,217.9km	6-④

施策分野	指標	現況値	目標値	「起きてはならない最悪の事態」
⑤国土保全・交通物流分野	耐震対策を実施した橋梁数(第1次緊急通行確保路線)	0橋	5橋	6-④
	道路法面の「要対策」箇所(落石・岩盤・擁壁)の対策率	35.4%	41.1%	6-④
	良好な景観形成や防災機能の向上が必要な道路の無電柱化整備延長	46.3km	49.9km	1-①
	冬期走行しやすさ割合	R2.3公表予定	60.3%	6-④
	緊急輸送道路を補完する林道の整備延長(県営で整備してきた森林基幹道)	501km	506km	2-①
	耐震強化岸壁の整備数(港湾)	3/バース	4/バース	2-①
⑥リスクコミュニケーション分野	自主防災組織の組織率	79.5%	89.0%	1-④
⑦人材育成分野	人口10万人あたりの消防団員数	885人	880人	2-③
	県内の防災士数	1,434人	2,400人	1-①
	災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー登録者数	224人	294人	8-②
⑧官民連携分野	シェイクアウト訓練参加者数	実施	18万人程度を維持	1-①
⑨老朽化対策分野	道路施設の点検完了率(二巡目)	0%	100%	6-④
	公共土木施設における長寿命化計画の見直し数	2施設	12施設	1-④
⑩太平洋側のリダンダンシーの確保分野	東海北陸自動車道の飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間の4車線化整備延長(累計)	4.7km	14.7km	9-①
	高速道路のインターチェンジ数	24箇所	26箇所	5-①
	北陸新幹線	長野金沢間開業(H26未)	大阪までのフル規格による整備促進	9-①
	「富山県並行在来線経営計画概要」における並行在来線の経営収支見込	0.07億円/年	1.1億円/年	9-①
	東京23区から県内への本社機能等の移転件数(累計)	3件	9件	9-①

※ 「起きてはならない最悪の事態」は中心的なものを記載

第7章 計画の推進

7.1 推進方針の重点化

限られた資源で効率的・効果的に富山県の強靱化を進めるには、推進方針の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「県の役割の大きさ」など下記の視点により総合的に勘案し、重点化すべき推進方針に係る19の「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり選定した。

(重点化の視点)

- ・ 県の役割の大きさ
- ・ 影響の大きさ
- ・ 緊急度
- ・ 国全体の強靱化に対する貢献

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
I. 人命の保護が最大限図られること II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-①	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-③	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
		1-④	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-⑤	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		2-①	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
			2-③	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-⑤	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-⑦	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		4-②	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない		5-①	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
			5-②	交通インフラネットワークの機能停止
			5-③	食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		6-①	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-②	上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
			6-③	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-④	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		7-①	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-④	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	9 太平洋側の代替性確保に必要不可欠な機能が維持・確保される		9-①	太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止

7.2 アクションプランの策定とPDCAサイクル

富山県の国土強靱化推進のための主要施策をアクションプランとしてとりまとめ、これに基づき各般の施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、プログラムの推進計画を見直すというPDCA（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））サイクルを回していくこととする。

ここで、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、施策分野ごとに重要業績指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。

7.3 計画の見直し

地域計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び富山県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢が大きく変化した場合等には、必要に応じて弾力的に計画を見直すこととする。